

第九次長野市高齢者福祉計画・第八期長野市介護保険事業計画各論

第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進

第1節 生きがいつくりと社会参加

高齢者が、学びやボランティア活動、就労などを通して自らの生きがいつくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

1-1-1 生きがいつくりの促進

111-1 おでかけパスポート事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の健康づくり・生きがいつくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関のバスの利用促進を図るため、市内に住所を有する高齢者に対して「おでかけパスポート」を発行し、市内一般路線バスを安価で乗車できるようにします。

[対象者] 70歳以上の人

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| パスポート延べ交付者数 (年度末交付者数) | 人 | 49,270 | 50,695 | 52,702 | 54,740 | 56,563 | |
| 利用状況 (1日あたりの平均利用回数) | 回 | 2,868 | 2,591 | 2,580 | 2,547 | 2,464 | |

■現状と課題

- おでかけパスポートを所持しているが、利用していないことが課題となっています。
- これまで実施したアンケート結果を分析し総利用回数を増やす必要があります。

■今後の方針・目標

- 今後も安定した事業を運営するためには、3者（利用者、バス事業者、市）の運賃負担の在り方について協議するとともに、バスの乗り方教室の開催を継続していくことで、おでかけパスポート総利用回数の向上を図ります。
- 関係課と連携し、バスの利用促進を図ります。

111-2 敬老事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

長寿を祝福し、高齢者を敬い愛す心と、高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、「老人の日」に祝状等を贈呈します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 高齢者祝状 88歳 | 人 | 2,247 | 2,397 | 2,351 | 2,468 | 2,419 | |
| 99歳 | 人 | — | — | — | — | — | |
| 100歳 | 人 | 109 | 145 | 141 | 130 | 145 | |
| 市内最高齢 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 高齢者祝品 100歳 | 人 | 109 | 廃止 | — | — | — | |
| 高齢者写真撮影 77歳 | 人 | 1,525 | 1,679 | 1,911 | 1,868 | 1,797 | |
| 100歳 | 人 | 53 | 57 | 61 | 55 | 51 | |

■現状と課題

○現在の事務負担量や今後の高齢社会の進展を踏まえ、対象年齢や贈呈内容及び方法の段階的な見直しが必要です。

■今後の方針・目標

○社会情勢に合わせた見直しを行いながら、引き続き事業を実施します。

111-3 老人福祉センター(愛称：かがやきひろば)運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の多様な要望に応えるため、生きがいつくりや健康づくりを目的とした各種講座を実施するとともに、地域における福祉活動の場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 生きがいつくり講座 | 回 | 1,935 | 1,965 | 1,834 | 1,824 | 1,855 | |
| | 人 | 34,264 | 34,956 | 33,452 | 33,254 | 33,099 | |
| グループ活動 | 回 | 6,337 | 6,504 | 6,493 | 6,402 | 5,785 | |
| | 人 | 74,605 | 73,745 | 72,876 | 70,922 | 61,563 | |
| 地域福祉活動 | 回 | 2,695 | 2,369 | 2,201 | 2,366 | 1,830 | |
| | 人 | 33,135 | 26,652 | 25,492 | 22,697 | 18,067 | |
| その他 | 回 | 1,807 | 3,678 | 4,137 | 5,226 | 4,163 | |
| | 人 | 13,796 | 30,554 | 31,311 | 33,957 | 27,270 | |

■現状と課題

- 高齢者人口は増加しているが、利用者は年々減少しているため、新規利用者を獲得する必要があります。
- 利用者へのニーズ調査を基に、講座を充実させる必要があります。
- ボランティアなど地域福祉活動の拠点施設としての役割を果たす必要があります。
- 類似施設である公民館等と講座の調整する必要があります。

■今後の方針・目標

- ニーズ調査に基づき、施設利用の増進を図ります。
- 自主サークルやボランティア等の地域福祉活動のリーダーを育成します。
- 老人福祉センター指導員会議を開催し、情報交換等を通じて新たな講座を検討します。
- 関係課と連携し、事業効果が高齢者だけでなく、広い世代に及ぶ事業を実施します。

111-4 ふれあい交流ひろば（愛称：かがやきひろば）運営事業**【高齢者活躍支援課】****■施策の目的・内容**

中山間地等において老人福祉センターを補完する施設として、保健福祉施設等の一部を「ふれあい交流ひろば」として整備を行い、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 講座開催回数 | 回 | 226 | 238 | 313 | 291 | 318 | |
| 延べ参加者数 | 人 | 3,937 | 4,335 | 5,183 | 5,133 | 5,330 | |
| 利用者数 | 人 | 13,678 | 15,070 | 16,658 | 16,859 | 15,414 | |

■現状と課題

○施設運営や講座等に関して利用者のニーズを把握する必要があります。

■今後の方針・目標

○利用者へニーズ調査を実施し、新たな講座の検討等、施設利用の増進を図ります。

111-5 シニアアクティブルーム運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

中心市街地での老人福祉センターの機能を持ち、高齢者の活動を支援する施設として、講座の開催、自主グループ活動の支援などを行い、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 年間利用者数 | 人 | 10,247 | 11,182 | 12,739 | 12,902 | 10,863 | |
| 講座数 | 講座 | 38 | 42 | 34 | 39 | 29 | |
| 延べ開催回数 | 回 | 208 | 202 | 228 | 234 | 204 | |
| 延べ参加人数 | 人 | 7,786 | 8,010 | 9,856 | 10,094 | 7,875 | |

■現状と課題

○利用者のニーズに応じた多様な講座及び自主グループ・世代間交流活動の充実、促進を図ります。

■今後の方針・目標

○中心市街地の立地を生かして、広範な地域の高齢者の交流の場となるように、講座及び自主グループ・世代間交流活動を実施します。

111-6 老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図ります。

[対象者] 60歳以上の人

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 1日平均利用者数 | 人 | 65.6 | 64.6 | 62.2 | 59.7 | 56.8 | |
| 延べ利用者数 | 人 | 196,429 | 193,810 | 183,742 | 176,168 | 145,086 | |
| 障害者及び介助者数 | 人 | 47,359 | 48,560 | 45,871 | 42,723 | 33,937 | |

■現状と課題

- 高齢者を取り巻く社会背景は、運営開始当初から変化しているので、それに合わせた施設運営をする必要があります。
- 建物や設備の老朽化に対し、安全管理対策を実施する必要があります。

■今後の方針・目標

- 公共施設個別施設計画に基づいて、変化する社会背景に合わせた施設運営を行います。
- 限られた予算の中で、必要な施設には安全確保を図る対策を進めていきます。

111-7 健康麻将（まーじゃん）講座事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

健康麻将は、「金をかけない」、「酒を飲まない」、「タバコを吸わない」の三点を守り、健康的な環境で楽しむ麻将です。日本健康麻将協会、信州大学と協働で初心者講座を開催し、生きがいつくりと介護予防の促進を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 開催回数 | 回 | 3 | 2 | 3 | 2 | 2 | |
| 受講者 | 人 | 48 | 40 | 34 | 45 | 39 | |
| うち男性 | 人 | 9 | 10 | 6 | 13 | 11 | |
| うち女性 | 人 | 39 | 30 | 28 | 32 | 28 | |
| 修了者 | 人 | 38 | 36 | 33 | 42 | 36 | |
| うち男性 | 人 | 7 | 8 | 6 | 12 | 11 | |
| うち女性 | 人 | 31 | 28 | 27 | 30 | 25 | |

■現状と課題

- 高齢者同士で交流し、頭を使うことで、生きがいつくりと介護予防につながっています。
- 認知度を上げるため、市民への周知が必要です。

■今後の方針・目標

- 市報やチラシで周知を行い、受講者の増加を図りながら事業を継続します。

111-8 温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業**【観光振興課・高齢者活躍支援課】****■施策の目的・内容**

温湯温泉湯～ぱれあ内に、地域福祉の拠点となる老人福祉センターの機能を持つスペース「高齢者福祉ゾーン」を併設し、温泉を利用した心身の健康維持・増進を図ります。また、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 入浴利用者数 | 人 | 151,351 | 145,676 | 122,645 | 114,496 | 109,279 | |
| 健康ゾーン利用者数 | 回 | 992 | 987 | 1,004 | 970 | 989 | |
| | 人 | 11,601 | 11,921 | 10,988 | 10,697 | 12,426 | |
| 高齢者福祉プログラム | 回 | 244 | 236 | 231 | 243 | 234 | |
| | 人 | 3,930 | 3,698 | 3,466 | 3,793 | 3,452 | |
| グループ活動など貸館利用 | 回 | 578 | 597 | 541 | 572 | 458 | |
| | 人 | 7,714 | 7,694 | 6,953 | 7,103 | 2,779 | |

■現状と課題

- 開設時からの固定の利用者だけでなく、新たな利用者が講座に参加できる取組が必要です。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応じた講座等の充実を図るとともに、施設の特性を生かした介護予防や健康づくり事業を継続します。

1-1-2 活躍の場の拡充

112-1 老人クラブ活動促進事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

教養の向上、健康の増進、地域社会への積極的な参加や世代間交流などの老人クラブ活動を通じ、高齢者の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び長野市老人クラブ連合会に補助金を交付するとともに、活動促進のための情報提供を行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 老人クラブ数 | クラブ | 268 | 259 | 247 | 240 | 229 | |
| 会員数 | 人 | 18,421 | 17,778 | 16,994 | 16,204 | 15,470 | |

■現状と課題

- 地域を基盤として生きがいや健康づくりを推進する自主的な組織として、高齢者相互の生活支援の観点からその役割が期待されていますが、新規加入者の減少や役員の高齢化により、老人クラブ数や会員数は減少傾向となっています。
- 高齢者の外出機会の拡大や高齢者世帯の見守りの推進、経験や技術の継承・人材育成につなげるため、加入促進が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 魅力あるクラブづくりのため単位老人クラブの活動事例の紹介等を行い、活発に活動が行なえるよう補助事業を継続することで各クラブを支援します。
- 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会と連携を深め、広報等でPR活動を行うことでクラブへの加入促進を目指します。

112-2 ながのシニアライフアカデミー（愛称:NaSLA）運営事業

【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

地域社会活動や健康の分野を中心に専門知識を習得し、地域の課題解決につながる実践的なマネジメント力を養います。学びを通じて健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成します。

【対象者】60歳以上の人

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受講者（1、2年生合計） | 人 | 78 | 78 | 71 | 39 | 29 | |
| うち男性 | 人 | 15 | 20 | 19 | 8 | 10 | |
| うち女性 | 人 | 63 | 58 | 52 | 31 | 19 | |
| 平均年齢 | 歳 | 69.4 | 69.9 | 68.3 | 68.5 | 67.4 | |
| 修了者（2年修了） | 人 | 38 | 38 | 35 | 32 | - | |
| うち男性 | 人 | 10 | 5 | 12 | 6 | - | |
| うち女性 | 人 | 28 | 33 | 23 | 26 | - | |
| 平均年齢 | 歳 | 70.0 | 69.4 | 72.1 | 68.3 | - | |

■現状と課題

○受講者数の増加を図るため、長野県立大学及び信州大学との協議の上、講義の内容を「地域マネジメントコース」、「健康マネジメントコース」の2コースを設定し、修学期間を1年にする等見直しを行いました。

■今後の方針・目標

- 健康やQOL（生活の質）の向上を生きがいにつなげ、社会で活躍できる人材を育成するため、今後も大学と協議して講義を実施します。
- 受講生及び修了生の社会活動については、本人の意思を尊重しながら情報提供等による支援を検討します。

112-3 高齢者学級開設事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

市立公民館・交流センターにおいて、共に活動する仲間との交流を図り、家庭や地域で自身の存在感を高め日常生活を豊かにする意欲を育むことを目的とした講座等を開催します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 実施公民館数 | か所 | 19 | 19 | 20 | 18 | 13 | |
| 学級数 | 学級 | 171 | 188 | 228 | 226 | 103 | |
| 延べ受講者数 | 人 | 10,446 | 9,459 | 9,232 | 6,984 | 4,591 | |

■現状と課題

○学びの成果を高齢者自らの生きがいにつなげ、地域社会の活動等にも還元できる仕組みが必要です。

■今後の方針・目標

○高齢者の多様な学習要求に応えるための様々な講座等を開設することで、積極的な参加を促進し、持続的な学びと活動の循環につなげていきます

112-4 公民館における世代間交流事業【家庭・地域学びの課】

■施策の目的・内容

各市立公民館・交流センターで、スポーツ・レクリエーション活動や史跡めぐりなど地域の特性や高齢者の豊かな経験・技術を生かしたふれあい活動を行い、各世代と高齢者との交流を図ります

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 実施公民館数 | か所 | 13 | 14 | 16 | 16 | 16 | |
| 実施講座数 | 講座 | 50 | 44 | 52 | 44 | 31 | |
| 延べ参加者数 | 人 | 1,867 | 2,786 | 3,306 | 3,296 | 2,795 | |

■現状と課題

○子どもの参加が増加するためには、世代間で交流できる事業の選定や、運営に係る工夫を行うとともに、学校や他の社会教育団体との連携や調整が必要です。

■今後の方針・目標

- 本事業は、高齢者の生きがいづくり及び地域コミュニティ意識の醸成につながる事業であり、今後も引き続き実施します。
- より多くの世代間交流の機会を確保するため、事業に係る学校、地域、企業等との連携を深めていきます。

112-5 保育所における世代間交流事業【保育・幼稚園課】

■施策の目的・内容

地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児が高齢者福祉施設へ訪問したり、保育所・認定こども園に高齢者福祉施設や地域の高齢者を招待するなど、世代間のふれあい活動を行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 公立実施保育所数 | 園 | 24 | 23 | 23 | 25 | 23 | |
| 私立実施保育所数 | 園 | 23 | 23 | 18 | 17 | 19 | |

(*運営委託、指定管理者運営保育所は、公立に含む)

■現状と課題

○交流が活発な園と未実施園があります。未実施の園については検討していく必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も地域に開かれた保育所・認定こども園として、園児の高齢者福祉施設等への訪問や保育所等に高齢者福祉施設等や地域の高齢者を招待するなど、各地域の特性を生かした世代間のふれあい活動を実施します。未実施の園には、世代間交流の実施を促します。

1-1-3 高齢者への就労支援

113-1 高齢者授産施設就労奨励金支援事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

授産施設に就労する高齢者に交通費の一部を支給し、就労の促進を図ります。

[対象者] 授産施設に就労する 60 歳以上の人

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 対象者 | 人 | 95 | 44 | 43 | 44 | 41 | |

■現状と課題

○授産施設就労者への他の支給制度と要件をそろえ、授産施設就労者へ支援を行っています。

■今後の方針・目標

○他の制度と調整を図りながら引き続き事業を実施します。

113-2 シルバー人材センター【商工労働課】

■施策の目的・内容

公益社団法人長野シルバー人材センターの運営の補助を行います。高齢者が長年培った知識・経験・能力を有効に生かして働くことにより、高齢者の「生きがいの充実」「健康増進」「地域社会への貢献」を目指します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 会員数 | 人 | 2,071 | 2,030 | 2,048 | 2,069 | 2,077 | |
| うち男性 | 人 | 1,487 | 1,471 | 1,478 | 1,506 | 1,482 | |
| うち女性 | 人 | 584 | 559 | 570 | 563 | 595 | |

■現状と課題

○人口減少に伴う労働力不足が懸念され、高齢者の就労への期待が高まっている中、企業の雇用延長、定年引上げなどの理由により60歳代の会員が減少する一方、75歳以上の会員の割合が増加傾向にあります。年齢の上昇により、就業を制限する会員が増えるなど、就業率の低下が懸念されます。生きがいの充実、健康の維持・増進のために、高齢者に働く機会を提供するシルバー人材センターの役割は益々重要となります。

■今後の方針・目標

○シルバー人材センターの普及啓発活動の充実、会員の増強、就業機会の拡大（特に派遣事業など）、安全・適正就業の徹底、自主自立組織の推進を支援します。

113-3 生涯現役促進地域連携事業【商工労働課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

市や商工・福祉団体等の関係機関で構成する長野市生涯現役促進協議会は、国からの委託を受けて、企業や高齢者のニーズ調査、各種セミナーの開催や企業訪問等の事業運営を行います。就業意識の醸成や就業機会の拡大を図り、生涯現役で活躍し続けられるような社会の実現を目指します。

■現状と課題

○令和2年5月から開始する就労支援事業を各関係機関と連携しながら広く周知し、健全な事業運営を行うとともに、効果的かつ計画的に事業展開できるよう支援していく必要があります。

■今後の方針・目標

○企業や高齢者の様々なニーズに応えられるよう調査や事業啓発活動を行い、新たな雇用の場の創出や求職者と企業とのマッチングの強化などの支援により就業機会の拡大を図ります。

第2節 健康づくりの推進

高齢期になると加齢に伴う心身の機能の変化により、健康状態や生活機能等の個人差が現れます。高齢期では安心して自立した日常生活を送ることができるよう、虚弱や生活習慣病の重症化を防ぎ、心身の特性に応じた保健事業を通じて、健康の保持増進の取組と介護予防を一体的に推進します。

1-2-1 疾病予防と重症化予防

121-1 健康情報等の発信【健康課・地域包括ケア推進課・国民健康保険課】

■施策の目的・内容

広報誌や市ホームページ、各戸世帯配布の「健康カレンダー」・「各種検診のご案内」等により予防・健康づくりに関する情報等について発信します。

特に高齢者が健康上、気をつけたい熱中症予防やフレイル予防等についてリーフレット等を作成し、庁内関係課や関係機関・団体等へ広く普及啓発を行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 健康カレンダー配布数 | 部 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 |
| 各種健診の案内 | 部 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 | 168,000 |
| 熱中症予防リーフレット | 部 | 6,200 | 6,200 | 6,200 | 6,200 | 6,200 | 6,200 |
| フレイル予防チェック&ガイド | 部 | | | | | 8,000 | |

■現状と課題

○高齢者は複数の慢性疾患やフレイルなど心身の多様な課題と不安を抱えやすく、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しているため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな情報提供が必要です。

■今後の方針・目標

○健康カレンダーや啓発リーフレット等による情報発信の他、国保データベースシステム（KDB）等を活用し、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点からフレイルなどの心身の多様な課題に対応した情報提供を行います。

121-2 国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるために特定健診・特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。

[対象者] 40歳以上の国民健康保険被保険者

■これまでの実施状況

| (法定報告数字) | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 特定健診受診者数 | 人 | 28,368 | 27,077 | 26,382 | 25,270 | | |
| 特定検診受診者率 | % | 47.9 | 47.3 | 47.6 | 47.2 | | |
| 特定保健指導利用者数 | 人 | 584 | 528 | 687 | 889 | | |
| 特定保健指導利用者率 | % | 22.0 | 20.4 | 26.2 | 34.8 | | |

※ 特定健診受診者数には、40歳以上の人間ドック等助成による受診者を含みます。

※ 令和元年度は令和2年10月に数値が確定

■現状と課題

○特定健診、特定保健指導の重要性について積極的な啓発活動を行い、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化を予防する必要があります。

■今後の方針・目標

○特定健診、特定保健指導により生活習慣病の発症及び重症化を予防することができていることを周知し、受診率の向上を図るとともに、保健指導の実施方法・期間等を見直し、保健指導実施率の向上を図ります。

○特定保健指導を通じ、糖尿病性腎症等による人工透析への移行を防ぐため、糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者に対して保健指導を行います。

121-3 国民健康保険人間ドック等助成事業【国民健康保険課】

■施策の目的・内容

長野市国民健康保険特定健診の一環として、人間ドック及び脳ドックの受診者に対し費用の一部を補助し、健康の保持及び増進を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 助成による受診者数 | 人 | 7,143 | 7,307 | 7,230 | 7,138 | 7,139 | |
| 助成による受診者数 | % | 10.2 | 10.8 | 11.5 | 12.0 | 12.4 | |

■現状と課題

○ドック受診率は毎年増加していますが、さらに生活習慣病と疾病の早期発見のため、健康診断と保健指導の重要性について啓発活動を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○広報誌やホームページを積極的に活用し、ドック受診、保健指導により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。

121-4 後期高齢者健診【国民健康保険課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

後期高齢者医療制度加入の市民を対象に、生活習慣病予防と健康の保持及び増進を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 健康診査受診者数 | 人 | 25,854 | 25,161 | 25,559 | 25,513 | 26,093 | |

■現状と課題

○受診率を高めるため、健診の重要性について積極的な啓発活動を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○健康診査により生活習慣病の発症、重症化を予防できることを周知し、受診率の向上を図ります。また、フレイル予防などへの動機付けや保健事業に活用を図っていきます。

121-5 はり、マッサージ費助成事業【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

「老人憩の家」の利用者に対し、はり・マッサージを施術することで、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|-------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 開設箇所 | 施設 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 延べ日数 | 回/年 | 1,174 | 1,160 | 1,125 | 1,131 | 959 | |
| 延べ利用人員 | マッサージ | 3,186 | 3,230 | 3,049 | 2,858 | 2,253 | |
| | はり | 1,106 | 1,169 | 921 | 932 | 918 | |
| | 合計 | 4,292 | 4,399 | 3,970 | 3,790 | 3,171 | |

■現状と課題

○利用者が減少しているため、周知を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○事業について周知し、利用者の増加に努めます。

121-6 健康づくり活動支援【健康課・スポーツ課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の発症・重症化を防ぐため、地域等の依頼により専門職が地域の学習会等の場に出向き、分野に沿った健康に関する情報提供を行い、食事や運動などの生活習慣改善の動機づけを図るとともに、健康づくりに取り組む地区組織や団体等の活動を支援します。

また、個人の健康づくりの実践が継続できるよう、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催し、中高年齢者の健康保持・増進、体力向上及び仲間づくりを推進します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 地域健康出前講座実施回数 | 回 | 343 | 350 | 293 | 279 | 267 | |
| 地域出前講座参加者数 | 人(延) | 7,271 | 7,230 | 5,792 | 5,953 | 5,214 | |
| スポーツ教室数 | 回 | 51 | 51 | 54 | 54 | 59 | |
| スポーツ教室参加者数 | 人(延) | 1,321 | 1,417 | 1,412 | 1,319 | 1,254 | |

■現状と課題

○自分の体力やからだの状態を知り、加齢による虚弱や生活習慣病の重症化を防ぐため、運動の実践方法について学ぶ場が必要です。

スポーツ教室の主要事業である「NAGANO健康スポーツ教室」は参加者が例年固定化するとともに、加齢による身体機能の低下等により、球技による転倒などケガの危険性も高くなっています。

自分の体力やからだの状態を知り、加齢による虚弱や生活習慣病の重症化を防ぐため、運動の実践方法について学ぶ場が必要です。

■今後の方針・目標

○市民自らが主体的に生活習慣病の発症と重症化予防のために取り組めるよう、個人や地域の活動を支援します。

○年齢やニーズに応じて安全・安心にスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ施設の指定管理者と連携し、多種・多様なスポーツ教室を開催します。

121-7 保健センター【健康課】

■施策の目的・内容

保健センターは、市民の健康づくり推進のため、健康診査、健康教育、健康相談、保健指導等の地域保健サービスを総合的に行う拠点施設です。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 延べ利用者数 | 人 | 93,042 | 90,455 | 90,951 | 84,083 | 75,610 | |

■現状と課題

○地域における母子保健、健康増進、予防接種等の保健サービスを提供する重要な拠点として、適正に配置される必要があります。

■今後の方針・目標

○市民の健康づくりの拠点となるよう、施設の長寿命化を図りつつ、再編も含めた適正配置について検討します。

121-8 世代に応じた自殺対策の推進【健康課】

■施策の目的・内容

高齢者は、近親者の喪失体験や慢性疾患による身体的苦痛・身体機能の低下等により精神的な安定を損なった場合に、孤立により誰にも悩みを相談できないまま自殺へと至ってしまうことがあります。

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者が自らSOSを発することができるよう啓発するとともに、地域とのつながりを保ち、必要な支援を受けられるよう、生きがいきづくりや居場所づくりの推進を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 総合相談会相談件数 | 件 | - | - | 39 | 32 | 27 | |
| ゲートキーパー研修受講者累計人数 | 人 | 8,812 | 9,572 | 10,973 | 11,948 | 13,085 | |
| シニア世代へのこころのリーフレット配布累計枚数 | 枚 | - | - | - | 1,840 | 2,701 | |

■現状と課題

- 高齢化率は年々増加し、さらに、ひとり暮らし高齢者数も増加しており、孤立リスクが高まっています。地域とのつながりを保ち孤立防止の取組が必要です。
- 令和元年の60歳以上の自殺者は、全自殺者の45%を占めています。また、平成24年から28年の集計では世代別の自殺率は、60代及び80歳以上の女性が全国平均を上回っています。高齢者が抱える様々な悩み事を解決するための支援が必要です。

■今後の方針・目標

- こころの健康づくりリーフレットの配布及び出前講座によりSOSの発信の啓発に努めます。
- 高齢者の発したSOSの受け止め方の啓発やゲートキーパー研修の推進により、支援者のSOSに気づく感度を高めていきます。
- 高齢者が抱える様々な悩み事に対応する相談場所を確保し、適切な支援に繋がります。
- 長野市自殺対策行動計画に基づき、関係機関・関係各課と連携し高齢者の生きがいきづくりと居場所づくりの取組を推進します。

121-9 がん検診【健康課】

■施策の目的・内容

がんを早期に発見し、早期の治療につなげ、がんによる死亡を減らすため、医療機関での個別検診及び検診車等による集団検診を実施しています。

また、肝がんや肝硬変等を予防するため肝炎ウイルス検診を実施しています。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 胃がん検診 40歳～ | 人 | 4,631 | 4,144 | 3,815 | 3,507 | 3,445 | |
| 子宮頸がん検診 20歳～ | 人 | 12,379 | 11,995 | 10,997 | 10,887 | 10,257 | |
| 乳がん検診 30歳～ | 人 | 11,569 | 11,313 | 10,233 | 10,277 | 9,779 | |
| 肺がん検診 40歳～ | 人 | 15,843 | 13,390 | 12,761 | 11,507 | 10,706 | |
| 大腸がん検診 40歳～ | 人 | 27,506 | 24,140 | 23,721 | 22,619 | 21,821 | |
| 前立腺がん検診 50歳～74歳 | 人 | 729 | 632 | 591 | 557 | 556 | |
| 肝炎ウイルス検診 40歳～ | 人 | 276 | 177 | 179 | 273 | 169 | |

*胃がん検診は平成30年度までは35歳以上

■現状と課題

○がんは長年、市民の死亡原因の第1位となっていますが、検診受診率は減少が続いています。

■今後の方針・目標

○がんに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、より受診しやすい環境の整備や周知方法の工夫等の取組みにより、受診率の向上を図ります。

121-10 歯周疾患検診【健康課】

■施策の目的・内容

歯周病は、歯の喪失原因となるとともに、糖尿病や循環器疾患等との関連性が報告されているため、歯周病の早期発見、早期治療及び疾患予防等を目的に、節目年齢の市民を対象に、歯周疾患検診を医療機関で実施します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 人 | 1,651 | 1,556 | 2,014 | 2,040 | 2,120 | |

■現状と課題

○歯の喪失原因である歯周病を予防し、高齢期における口腔の健康の維持・増進を図るため検診を実施しており、受診率の向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

○今後も引き続き歯周病に関する正しい知識の普及に努め検診を周知していくとともに、受診率向上につながる方法について研究していく。

121-11 骨粗しょう症検診【健康課】

■施策の目的・内容

骨粗しょう症は、骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が懸念されます。そのため骨量の減少が見られる人の早期発見を目的に、節目年齢の市民（女性）を対象に医療機関で検診（骨量測定）を実施し、骨粗しょう症の予防を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 受診者数 | 人 | 793 | 821 | 925 | 973 | 665 | |

■現状と課題

○高齢期における骨折予防のため検診を実施しているが、受診率、精密検査受診率ともに低い。

■今後の方針・目標

○高齢期における骨折予防の重要性を理解してもらえるよう、フレイル予防と合わせた啓発方法を検討し、受診率向上を図る。

121-12 総合健康相談【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病の予防と健康増進を図るため、健康診査等の結果から病態別の相談会を実施するとともに、個別の相談に応じ、生活習慣改善の動機付けを図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------|------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 健康サポート相談件数 | 人(延) | 234 | 190 | 112 | 53 | 166 | |
| 健康・食生活相談件数 | 人(延) | 347 | 380 | 333 | 342 | 294 | |
| 歯科相談件数 | 人 | 193 | 183 | 194 | 244 | 175 | |

■現状と課題

- 国保特定健診等の結果から重症化リスクがある対象者へ個別通知を行い、保健師・管理栄養士等が保健指導を行う「健康サポート相談会」と、「健康・食生活相談」として、誰もが健康について気軽に相談できるよう、定期的に相談窓口を開設しています。来所による方法では利用者が限定されるため、重症化リスクが高い対象者へ介入支援していくためには、訪問等による積極的な関与も含め、個別支援の場を継続的に設けていくことが必要です。
- 口腔の健康は全身の健康を保つために重要であるため、治療の継続と適切な口腔ケアにつながるよう、歯科相談を通じて歯科保健への意識向上と歯磨きなど口腔衛生に関する動機付けを行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 予防可能な段階から適切な支援につながるよう、健康診査等の結果から一人ひとりの健康課題を把握し、市民が継続的に健康管理ができるよう、相談の機会を確保します。

121-13 集団健康教育【健康課】

■施策の目的・内容

生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を促すため、保健センター等を拠点に生活習慣病予防等に関する集団健康教育を実施します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 生活習慣病予防等講演会回数 | 回 | 9 | 6 | 4 | 3 | 1 | |
| 生活習慣病予防等講演会参加者数 | 人 | 404 | 277 | 264 | 148 | 55 | |
| 運動講習会回数 | 回 | 161 | 176 | 177 | 192 | 187 | |
| 運動講習会参加者数 | 人 | 2,311 | 2,873 | 2,443 | 2,207 | 2,072 | |
| 生活習慣病予防等健康教室数 | 教室 | 10 | 29 | 39 | 19 | 12 | |
| 生活習慣病予防等健康教室回数 | 回 | 17 | 223 | 224 | 42 | 81 | |
| 生活習慣病予防等健康教室参加者数 | 人 | 328 | 3,417 | 3,015 | 631 | 841 | |

■現状と課題

○健診の重要性や個々の健診データと食生活や運動などの生活習慣を振り返ることができる市民の学習の場が必要です。生活スタイルや食文化など地域の特徴を把握しながら、個人・地域の健康課題が解決できるよう、講座対象者や内容等を明確にし、効果的に実施することが必要です。

■今後の方針・目標

○国保データベースシステム（KDB）等から地域の特徴を把握した上で、予防可能な疾患や対象者等を明確にし、効果的な集団健康教育の組み立てを行い、健康習慣実践の動機付けを図ります。

121-14 訪問保健指導・栄養指導事業

【健康課・国民健康保険課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

国保特定健診・後期高齢者健診等の受診結果から、糖尿病性腎症等生活習慣病の重症化リスクが高い対象者に対して、保健師・管理栄養士等がかかりつけ医等と連携し、訪問等により個々の健康課題に応じた保健指導・栄養指導等を実施し、フレイルにつながる生活習慣病の重症化予防及び心身の機能低下防止を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 訪問保健指導延人数 | 人 | 1,274 | 1,496 | 1,214 | 1,831 | 2,394 | |
| 訪問栄養指導延人数 | 人 | 176 | 194 | 229 | 296 | 298 | |
| 後期高齢者保健指導延人数 | 人 | — | — | — | — | 175 | |

■現状と課題

○平成30年度までは75歳以上の後期高齢者に対して、健診後の重症化予防保健指導を実施していなかったことから、年齢で途切れることなく継続支援できるよう令和元年度から後期高齢者保健指導を実施しています。健診結果等から予防可能な疾患等健康課題を明確にし、高齢者が生活習慣病やフレイル等により要介護状態に移行しないよう、効果的に保健指導や栄養指導を行う必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、個々の健康課題が解決できるよう、健診結果に基づき、生活習慣病やフレイルリスクが高い対象者に対して、保健指導・栄養指導を効果的に実施します。

1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施

122-1 KDBシステム等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握等 【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、国保データベース（KDB）システムから被保険者一人ひとりの医療レセプトや健診データ、介護レセプト、要介護認定情報等を把握・分析し、地域の健康課題や対象者を明確化します。その際には、地域の医療関係団体等と共有・連携を図り、個別支援と集団アプローチについて検討し、PDCAサイクルに基づき、実施していきます。

■現状と課題

○これまでの後期高齢者医療制度は、健康診査が中心であり、医療保険の制度ごとに生活習慣病対策やフレイル対策等の保健事業が実施されてきたことから、74歳までの国民健康保険制度の保健事業と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が適切に継続されず、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題があります。

■今後の方針・目標

○令和3年度から長野県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、専任職員を配置し、地域の健康課題を分析するとともに、関係団体等と連携しながら、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

122-2 高齢者の特性を踏まえた個別支援（ハイリスク者の保健指導） **【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】**

■施策の目的・内容

医療専門職が、KDBシステムを活用して行った課題分析に基づき、要介護状態につながるフレイルや生活習慣病等の重症化リスクが高い対象者に対して、かかりつけ医等と連携しながら、家庭訪問等のアウトリーチにより、保健指導・栄養指導等を実施するとともに、必要に応じて医療や介護サービスにつなぐなど、高齢者の個別健康支援を行います。

■現状と課題

○令和元年度から、長野県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け実施している後期高齢者保健指導事業では、健診受診データから抽出した低栄養や生活習慣病の重症化リスクが高い対象者に対して、訪問保健指導や栄養指導を実施していますが、対象者が多いため、抽出した対象者全員へ対応ができていない状況です。また、フレイルによる介護への移行を防ぐため、要支援認定者への個別栄養支援やオーラルフレイルの個別歯科支援等を実施していますが、複数の慢性疾患を抱え、医療と介護ニーズを併せ持つなど個人差が大きくなる状況にあるため、一人ひとりの状態にあわせたきめ細やかな支援が必要です。

■今後の方針・目標

○いつまでも生き生きと健康で自立した生活を送り続けるためには、生活習慣病等の健康課題を放置しないことが重要であるため、令和3年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、対象者の健康課題が解決できるよう、個別支援を行うとともに、対応する医療専門職のマンパワーとスキルアップに努めます。

122-3 フレイル予防に着目した通いの場等での健康教育・健康相談 【国民健康保険課・健康課・高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

フレイルや生活習慣病の重症化予防に対する市民の気づきを促すため、通いの場等に医療専門職が積極的に関与し、地域の健康課題等に応じた健康教育・健康相談を行います。また、個々の取組が日常生活において継続・実践されるよう、健康課題を抱える対象者へ通いの場等への参加を促すアプローチを行うとともに、地域資源や通いの場等において、健康管理のための情報の入手が行える機会の工夫を行います。

■現状と課題

- 通いの場等は、令和2年9月現在の把握では、市内約300か所となっています。
- フレイル状態やリスクを把握するため、医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携し、令和元年度に市独自のリーフレット「フレイル予防100まで元気！チェック&ガイド」を作成しました。また、高齢者にかかわる支援者等がフレイル状態にある対象者を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう「フレイル予防ナビゲーター研修」を実施し、フレイル予防の重要性について市全体に向けた普及啓発を行っています。
- 活動や社会参加によるフレイル予防だけでなく、地域課題の分析も踏まえ、通いの場等を活用した生活習慣病の予防及び生活習慣病の重症化予防の取組が必要となっています

■今後の方針・目標

- 分析結果を基に、日常生活圏域においてフレイル予防と生活習慣病予防等が効果的に取り組めるよう、地域の関係団体等と連携し、通いの場等を運営している住民の希望も聞きながら、計画的に健康教育・健康相談の機会を設け、住民の健康づくりを一体的に支援します。

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

第1節 質の高い総合相談の体制づくり

高齢化がさらに進み高齢者をめぐる課題が多様化・複雑化する中、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の充実と、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が重要性を増しています。

地域包括支援センター業務の要となる総合相談について、分析・評価を繰り返すことでその質を高め、適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制づくりを推進します。

2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化

211-1 地域包括支援センター・在宅介護支援センター【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

本市では、直営の地域包括支援センター1か所、委託センター17か所のほか、中山間地域等に設置した在宅介護支援センター6か所が、介護や医療、福祉などの様々な面から地域で暮らす高齢者を支えるための総合相談窓口として住み慣れた地域で安心して生活を送れるように支援します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 地域包括支援センター（直営） | か所 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | |
| （委託） | か所 | 15 | 17 | 17 | 17 | 17 | |
| 合計 | か所 | 17 | 19 | 19 | 18 | 18 | |
| 在宅介護支援センター | か所 | 8 | 6 | 6 | 6 | 6 | |

■現状と課題

- 認知症、8050問題、高齢者虐待等の支援困難事例の相談件数が増えています。
- 支援困難事例への対応と、担当地区の地域包括ケアシステムの構築に向けた多岐にわたる業務による負担が大きくなっています。特に複数地区を担当する地域包括支援センターの負担が増えています。
- 直営地域包括支援センターが基幹型センターとしての機能強化を図り、委託地域包括支援センターへの適切な支援を行うことで、各地区の地域包括ケアシステムを充実させる必要があります。
- 令和元年東日本台風災害、令和2年の新型コロナウイルス感染症が発生した際には、直営地域包括支援センターは委託地域包括支援センターに情報提供、全体調整等の後方支援を行いました。日ごろから、有事に対して適切なリスク管理ができるよう備える必要があります。

■今後の方針・目標

- 地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、直営と委託の役割分担、また、これに基づく直営地域包括支援センターの機能強化などについて検討を進め、適正、公正かつ中立な運営を確保します。
- 市民にわかりやすく、また、体制を強化し、業務の質を高めるため、在宅介護支援センターの地域包括支援センターへの位置付けの変更を検討します。
- 自然災害や感染症などに対する事前の備えや有事の際の対応などについて、情報交換・共有、連携の方法などを検討し、高齢者の生命と生活を守ります。

2-1-2 介護認定申請時のニーズに即した総合相談の実施

212-1 総合相談支援事業【地域包括ケア推進課】

(1) 総合相談支援業務

■施策の目的・内容

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービスや機関・制度等へつなぎ、継続的に支援します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 相談支援延べ件数 | 件 | 40,553 | 44,940 | 41,123 | 42,070 | 40,217 | |

■現状と課題

- 総合相談の件数は、年間4万件を超え、相談内容は、介護保険関係の相談が約半数、ついで在宅福祉サービスと医療に関する相談が3割程度を占めますが、ですが、認知症、8050問題や高齢者虐待など支援困難事例の相談件数が増えています。
- 自立や要介護度の改善につながりにくいサービスの継続利用が散見されることから、要介護認定申請時に「するを支える」総合事業の利用を検討するなど、総合相談における早期の対応と質の向上が必要です。

■今後の方針・目標

- 認知症高齢者への支援、医療と介護の連携、地域ケア会議の実施、支援困難ケース等へのケアマネジャー支援、インフォーマルサービスの積極的活用などを支援していく上で、各地域包括支援センターの専門職の資質向上を図ります。
- 複雑多様化した相談、複合的な相談に対して、各専門職の専門性を生かし、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる支援に努めます。
- 相談支援内容の分析・評価を行い、質の高い総合相談につなげるとともに、把握した地域課題については、地域ケア会議と連動して今後の支援と政策づくりに生かします。
- 要介護認定申請時など早い段階から相談を行うことで、高齢者の自立・要介護状態の改善につなげます。

(2) 高齢者実態把握事業

■施策の目的・内容

高齢者や家族等からの相談を待っているだけでは、隠れた問題やニーズを発見できないため、民生児童委員と連携のもと、地域包括支援センター・在宅介護支援センターとともに、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等を把握することにより、支援が必要になる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 把握延べ件数 | 件 | 5,503 | 5,564 | 5,233 | 4,910 | 5,280 | |

■現状と課題

- 高齢者実態把握事業においては、地域包括支援センター等は長野市高齢者福祉サービス台帳の情報を活用しています。しかし、台帳だけでは支援の必要度合いが判断できないため、民生児童委員等との連携により実態把握の優先度をつけるなど、効果と効率を高める実施方法を検討する必要があります。
- 地域で収集した情報からニーズを分析し、地域にあった支援体制づくりに結びつけることが必要です。

■今後の方針・目標

- 高齢者の実態を把握する際には、民生児童委員や関係機関と連携し、その情報等から優先度を定め、効果的・効率的に実施します。
- 総合相談から把握した地域課題については、地域ケア会議と連動して今後の支援と政策づくりに生かします。

2-1-3 ケアマネジメント支援の充実

213-1 ケアマネジャーへの支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域のケアマネジャー業務の円滑な実施を支援するため、対応事例の相談を受け、ケアプランの作成の助言や、相談、困難事例への具体的な援助方法の検討などを行います。

ケアマネジャーが主体的に利用者への援助を行うことができるように支援を行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 研修会 実施回数 | 回 | 70 | 73 | 78 | 54 | 75 | |
| 参加延べ人数 | 人 | 1,370 | 2,022 | 2,060 | 1,536 | 1,558 | |
| 相談延べ件数 | 件 | 1,548 | 1,810 | 2,124 | 2,921 | 2,675 | |

■現状と課題

- 地域のケアマネジャー業務として、対応事例の相談、ケアプラン作成の助言や相談はもとより、支援困難事例への具体的な援助方法の検討などを行っています。
- ケアマネジャーの対応する事例は、認知症、精神疾患などの病気や障害、独居や高齢者世帯などの住環境や経済的問題、また、現在全国的にも問題になっている8050問題まで複雑多様化しています。画一的な支援では問題解決が難しいケースが増えている現状です。

■今後の方針・目標

- ケアマネジャーが気軽に地域包括支援センターに相談できるよう連携を強化し、ケアマネジャー自らが問題を解決できるよう後方支援を行います。各地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの情報交換やスキルアップを進めます。
- 支援困難事例等ケアマネジャーが解決困難な支援困難事例等の相談に対しては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーがその専門性を生かし、協力しながら支援します。また、支援困難事例等を通して、地域ケア会議の開催や医療や介護の専門職との連携ができるよう支援します。

第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保

高齢者が認知症などによる判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して尊厳を持って生活を送ることができるよう権利擁護支援体制を充実します。

2-2-1 高齢者の権利擁護の推進

221-1 高齢者虐待防止の推進【地域包括ケア推進課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者の権利が守られる地域とするため、高齢者虐待防止の啓発と高齢者虐待の早期発見に取り組みます。また、民生児童委員や関係者、介護サービス事業者等との連携により、早期に対応がとれる体制を構築します。虐待を受けている高齢者の支援だけでなく、虐待防止の観点から養護者（家族）への支援にも努めます。

■これまでの実施状況

【高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動】

講演会、DVDなどを用いたミニ講座（市政出前講座）、広報ながの・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。

【相談・通報窓口の設置】

市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。

【高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会】

医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。

【高齢者虐待対応マニュアルの整備】

高齢者虐待の発見（通報）から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。

【養護者（家族）の支援】

認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。

【対応職員の専門性の確保と強化】

高齢者虐待対応職員の人材確保に努めるとともに、各種研修により人材の育成を行っています。

【介護保険施設等に対する指導】

介護保険施設等における虐待の相談・通報に対し、迅速に状況把握し虐待防止に努めています。また、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。

[高齢者虐待相談件数]

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 虐待相談件数 | 件 | 105 | 112 | 116 | 117 | 138 | |
| 養介護施設従事者等による虐待相談件数 | 件 | 1 | 2 | 2 | 5 | 2 | |
| 養護者による虐待相談件数 | 件 | 104 | 110 | 114 | 112 | 136 | |

■現状と課題

【養護者による虐待】

- 養護者による高齢者虐待は、家庭という閉ざされた中で生じ、発見のしにくさがあることから、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じ、相談窓口の周知を図り、相談・通報に結びつけることが求められています。
特に通報者の多くは介護支援専門員や介護保険事業者であることから、介護保険サービスを利用していない高齢者の見守りと通報に結び付ける仕組みが求められています。
- 市は、高齢者虐待防止法により高齢者虐待対応の第一義的責務を負っていることから、虐待対応協力機関である地域包括支援センターの専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）と連携を図り、虐待事案に適切かつ迅速に対応するため体制の強化が求められています。
- 被虐待高齢者への支援だけでなく、養護者（家族）支援として、認知症の理解や介護技術の習得、介護者教室等を通じた介護の抱え込みを防止することが求められています。
- 虐待の発生要因には、養護者の引きこもりや 8050 問題、精神疾患など、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な事案も多くあるため、庁内関係部署や医療、福祉、司法と更なる連携体制を構築していく必要があります。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療や司法、福祉や警察等の関係団体や関係機関によるネットワークの構築が求められています。

【介護施設等における虐待】

- 介護施設等は、高齢者虐待防止の研修の実施、利用者及び家族からの苦情処理体制の整備及び高齢者の虐待防止の措置の実施が求められており、施設従業者等は虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は市へ通報することとなっています。

■今後の方針・目標

【養護者による虐待】

- 市政出前講座や講演会、広報ながのやリーフレットにより、住民や保健、医療、福祉関係者等に対する啓発活動を通じ、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を図り、相談・通報窓口の周知を行い、早期発見に努めます。
- 高齢者虐待の協力機関である地域包括支援センターにおいて、より身近な場所で相談ができる体制を引き続き強化します。
- 高齢者虐待対応の第一義的責務を担う市として、高齢者虐待事案に適切かつ迅速に対応するため、市と地域包括支援センター等の対応職員の人材確保と各種研修等を通じた人材育成を図り、対応マニュアルの改訂を進めるなど体制強化に努めます。
- 養護者（家族）支援として、認知症の理解や介護技術の習得、介護者教室等を通じた介護の抱え込みの防止に努めます。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療や司法、福祉や警察等の関係

団体や関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を中心に、引き続き開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を図ります。

- 養護者（家族）の引きこもりや 8050 問題などがあり、高齢者福祉や介護保険サービスだけでは解決困難な課題については、庁内関係課や医療、福祉、司法、生活困窮者支援法による生活就労支援センター（まいさぼ長野市）、長野市成年後見支援センター等との連携体制の構築強化を進めます。

【介護施設等における虐待】

- 介護施設等への実地指導、あんしん介護相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従業者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図ります。

221-2 成年後見制度の利用支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症等により判断能力が低下することで、財産管理や介護保険サービスの利用契約、遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難となり、更には悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

判断能力の有無に関わらず高齢者本人の意思が尊重され、尊厳を保ちながら生活するために、法定後見制度や任意後見制度の積極的な活用に向けた支援を行います。

■これまでの実施状況

- 地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。また、長野市成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、運営する長野市社会福祉協議会に補助金を交付しています。
- 虐待等、やむを得ない事情により親族が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。

【市長申立て実績】

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市長申立て件数 | 件 | 3 | 8 | 3 | 6 | 5 | |

■現状と課題

- 虐待により養護者と分離をした高齢者に後見が必要な場合、または、後見が必要であっても申立てを行う親族がない場合があります。

■今後の方針・目標

- 国が定めた成年後見制度利用促進基本計画に基づき市の基本計画を策定するとともに、長野市成年後見支援センターを中核機関として位置付けます。

221-3 特別措置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護保険給付を必要とする高齢者が、やむを得ない事由により介護保険給付を受けることが著しく困難と認められる場合に、老人福祉法に基づき措置を行い、介護保険給付を受けられるようにします。また環境上の理由や家族からの虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護が受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 特別措置 | 件 | 7 | 11 | 17 | 22 | 18 | |
| 緊急短期入所 | 件 | 1 | 4 | 2 | 9 | 10 | |

※緊急短期入所：特別措置の内数

■現状と課題

- 虐待により養護者と分離した要介護者に安心して生活できる環境を提供する必要があります。
- 措置による入所は緊急性が高いにもかかわらず、施設の事情により受け入れが困難な場合があります。

■今後の方針・目標

- 高齢者を措置する際には、尊厳を守るための環境を確保し、安心して暮らしていただけるよう、施設入所等の介護サービスを提供します。
- 措置を委託する施設との連携を強化し、緊急時に遅滞なく対応できるよう体制を整備します。

221-4 高齢者向け消費啓発事業【市民窓口課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者が悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害にあわないように、啓発活動を行います。被害の未然防止のため、関係機関などと連携して悪質商法等の最新情報を収集、発信し、広報活動を行います。

■これまでの実施状況

地域の老人クラブやお茶のみサロン、住民自治協議会などからの要請に基づいた出前講座や、講演会、知識講座を開催し、高齢者が安心して生活するための啓発を行っています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 開講講座数 | 講座 | 23 | 22 | 20 | 25 | 19 | |
| 参加者数 | 人 | 461 | 478 | 409 | 499 | 519 | |

■現状と課題

- 悪質商法や特殊詐欺の被害を防止するため、特に高齢者と日常的に関わる民生児童委員やケアマネジャーとの情報の共有を図り、各地域内での未然防止活動を協働で進めている。
(民生児童委員やケアマネが関わった事案 H30→19件、R1→20件)
- 悪質商法や特殊詐欺は、常に新たな手口が発生し巧妙化しており、依然として騙される被害者が後を絶たず、高齢者への更なる注意喚起が必要です。

■今後の方針・目標

- 広報やホームページ、ラジオ、有線放送等の広報媒体を有効に活用し、悪質商法や特殊詐欺の手口を幅広く周知するとともに、警察や防犯団体とのネットワーク強化に努めます。
- 身近で開催される出前講座（消費者教育）は、消費者被害の未然防止に関する知識の普及と対応力の向上を図るために大きな意義を持つことから、各住民自治協議会や公民館等と協働で取り組みます。
- 高齢者への「声掛け・見守り」を日頃から行い、地域住民の口コミ等で情報を共有するなど、被害に気づいていない人への気づかせる機会により被害の未然防止を図ります。

<参考>

被害未然防止の3助

- ・消費者自身が、気づきや努力による「自助」
- ・消費者自身が、隣近所の方と交わる「共助」
- ・未然防止は、相談と傾聴の支援「公助」から

2-2-2 高齢者福祉サービスの提供

222-1 友愛活動への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者に対して、地域のボランティア団体等が行う定期的な訪問活動及びふれあい会食を行う費用を助成し、孤独感の緩和や安否確認を行います。

ア 自宅訪問活動は、定期的にひとり暮らし高齢者を訪問し安否確認を行う団体に対し、対象高齢者1人当たり年間10,000円以内の補助金を交付

イ ふれあい会食は、公民館等において会食を行う団体に対し、ひとり暮らし高齢者1人につき1回550円以内（月3回を限度）の補助金を交付します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 自宅訪問活動 ボランティア団体数 | 団体 | 79 | 77 | 80 | 76 | 72 | |
| ボランティア会員数 | 人 | 562 | 504 | 501 | 517 | 455 | |
| 対象者数 | 人 | 813 | 735 | 707 | 676 | 633 | |
| ふれあい会食 ボランティア団体数 | 団体 | 134 | 137 | 141 | 140 | 140 | |
| ボランティア会員数 | 人 | 1,754 | 1,711 | 1,818 | 1,766 | 1,672 | |
| 対象者数 | 人 | 3,591 | 3,684 | 3,903 | 3,838 | 3,813 | |
| 延べ配食数 | 食 | 11,237 | 11,202 | 11,509 | 10,923 | 10,955 | |

■現状と課題

- 感染症予防のため、新たな生活様式に対応した事業のあり方を検討する必要があります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより高齢者の社会参加の場が増えていくに伴い、本事業の趣旨に掲げる高齢者の孤独感の解消が図られている面があることから、より合理的な事業のあり方を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 感染予防に配慮した事業のあり方を検討するとともに、他の高齢者の社会参加事業との整合・統合等について検討する必要があります。

222-2 孤立防止・見守りネットワーク事業【福祉政策課】

■施策の目的・内容

社会から孤立し、亡くなってから相当期間経って発見される孤立死を防ぐため身近な地域で早く気づき、その気づきを受け止め、必要な関係機関・行政へつなぐネットワークづくりを進めます。

■これまでの実施状況

- 「新聞等が郵便受けにたまっている」「配達食材等が取り込まれない」などの「異変」の通報基準や、通報先などを示した「高齢者等の見守りのための通報ガイドライン」を定めました。また、訪問活動を行う機会が多いライフライン事業者、定期宅配事業者、新聞販売店などの市内 38 事業者と「長野市高齢者等の見守りの協力に関する協定」を締結しました。事業者には市内の訪問先の異変に気づいた場合、市への速やかな通報を依頼しています。
- 地域で実践されている見守り活動があれば引き続き実施を依頼しています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 通報対応件数 | 件 | 19 | 15 | 12 | 6 | 14 | |

■現状と課題

- 住民自治協議会や民生委員児童委員協議会などが中心となって、住民による見守り活動を実施していますが、高齢化の進展やライフスタイルの変化により、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加していることから、地域の見守りをさらに充実させていく必要があります。

■今後の方針・目標

- 異変に気付く機能を高めるために、ライフライン等の事業者などとの協力関係を充実させ、必要な支援等の対応へスムーズにつながるよう、通報窓口の周知及び体制整備を更に進めます。
- 孤立に関する不安、緊急性はないが気になるケース等の相談を受け止める相談体制の強化を図ります。
- 地域の見守り機能を高めるための啓発を行うとともに、情報交換できる場を設けることを支援します。

222-3 緊急通報システム設置事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報用装置、安否確認センサー及び火災警報器を貸与し、急病や災害等の緊急時に通報することにより、コールセンターから状況確認、協力者による処置の要請を行い、不安の軽減及び安全確保を図ります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 設置数 | 台 | 1,124 | 1,112 | 1,105 | 1,084 | 1,010 | |

■現状と課題

- 携帯電話の普及と固定電話回線の利用率の低下により設置数が減少しています。
- 日中または夜間のみ独居の高齢者についても利用を希望する声があります。

■今後の方針・目標

- 今後、固定電話回線を必要としない新たな機器が開発されていくことが想定されるため、次世代の機器の仕組みや有効な機能について調査研究のうえ、本市での導入について検討していきます。
- 地域包括ケアシステム構築に必要な地域の支え合いをサポートするツールとしての位置づけを確立するため民生児童委員等の協力により、市民への啓発を積極的に行うとともに協力者の負担を軽減するための方策を検討します。
- 協力者の事情を合わせて見守りが可能となるよう見直し、対象となる高齢者の範囲について検討します。

222-4 配食サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

民間の配食サービスを利用できない地域に居住する調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対して、定期的に食事を提供（配食）するとともに安否確認を行うことにより、孤独感の緩和や栄養面の観点から健康の維持を図り、在宅での生活を支援します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 実施地区 | 地区 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| 実利用者数 | 人 | 24 | 27 | 35 | 28 | 37 | |
| 配食総数 | 食 | 2,273 | 2,320 | 2,792 | 2,269 | 2,474 | |

■現状と課題

- 調理受託者の1日に提供可能な食数が限られていることから、時期によって利用者のニーズに十分に答えられない場合があります。
- 民間サービスに比べて安価であることから、適正な利用者負担を求めるよう検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者のニーズに応えるとともに、持続可能な事業が実施できるよう、現在の仕組みを見直していきます。
- 公平性を確保するため、未実施地区とのバランスに配慮して適正な利用者負担を求めるよう検討します。

222-5 訪問理容・美容サービス事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

寝たきりや認知症の状態のため理容店又は美容院へ出かけることが困難な高齢者に対して、理容師又は美容師が高齢者の自宅を訪問し、理容・美容サービスを行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 年間利用者数 理容 | 回 | 552 | 399 | 343 | 314 | 288 | |
| 美容 | 回 | 281 | 219 | 210 | 162 | 165 | |
| 総数 | 回 | 833 | 618 | 553 | 476 | 453 | |

■現状と課題

- デイサービス等の利用時に理容・美容サービスを受けられる施設が増えたことにより利用者が減少しています。
- デイサービス等での利用に比べて利用者負担が少ないことから、自己負担額のあり方等、制度の目的に応じた利用者負担について検討する必要があります。

■今後の方針・目標

- 利用者は減少していますが、一定のニーズはあることから、引き続き市民への周知に努めながら、事業の継続を図っていきます。
- 助成対象を理・美容師が訪問に要する経費を対象とする等、本事業利用対象者以外の高齢者との整合を図りながら適正な受益差負担となるよう見直します。

222-6 在宅福祉介護料の支給事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護が必要な高齢者を在宅で6か月以上介護している介護者に対して、その労をねぎらい在宅における介護を支援することを目的として支給します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 第1種（要介護4、5該当） | 人 | 1,006 | 929 | 786 | 673 | 669 | |
| 第2種（要介護3該当） | 人 | 710 | 671 | 558 | 510 | 532 | |
| 支給総数 | 人 | 1,716 | 1,600 | 1,344 | 1,183 | 1,201 | |

■現状と課題

○介護保険制度創設から相当年数が経過し、介護の社会化を実現してきていることから介護保険制度と整合するよう本事業のあり方を検討する必要があります。

■今後の方針・目標

○介護を社会化する介護保険制度と整合するよう、廃止を視野に入れ本事業のあり方を検討します。

222-7 在宅介護者リフレッシュ事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

在宅介護者が介護から一時的に離れ、心身のリフレッシュを図ることを目的として、長野市社会福祉協議会が実施している介護者相互の交流や面接相談、介護技術の研修等の事業経費を助成します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 参加者数 宿泊 | 人 | 110 | 107 | 91 | 92 | — | |
| 日帰り | 人 | 27 | 39 | 29 | 26 | 19 | |

■現状と課題

○介護者の心身の元気回復に向けた支援の必要性に配慮しつつ、市の補助事業としての意義や効果を検証することが求められています。

■今後の方針・目標

○補助事業としての必要性や効果について検証を行い、支援のあり方を検討します。

222-8 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

はいかい行動のある認知症高齢者を在宅又は通いで介護されているご家族が、民間事業者の提供する位置情報検索サービス（GPS機能付端末）を利用することで、はいかい時の早期発見、安全の確保及び事故防止が図られます。そのため、必要な経費の一部を助成することにより、介護者の心身及び経済的負担を軽減します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 認定者数 | 人 | 29 | 28 | 23 | 33 | 31 | |

■現状と課題

○本事業が採用するGPS端末を使った手法は、要介護1～5の認知症高齢者のみならず、歩行機能が高い要支援者にとっても有効ですが、現在は支援の対象となっておりません。

■今後の方針・目標

○GPS端末機による位置情報検索サービスは、初期の認知症の場合に特に有効であると考えられることから、対象者の要件を見直すとともに、QRコード等を利用した他の民間サービスについても調査・検討していきます。

■施策の目的・内容

身寄りのない高齢者の相談を受け、住宅入居、入院、施設入所等の身元保証及び日常の財産管理、葬儀、相続、財産の処分等、死後の事務について、弁護士、司法書士、NPO 法人等につなぐ、又は、長野市社会福祉協議会と任意後見契約による支援を調整する等の支援を行い、自立した生活から死後に至るまで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。

■現状と課題

- 少子高齢化の進展により、身寄りとなる家族や親族のいない高齢者が増加し、住宅入居、入院、施設入所等、住まいの確保や生活の保障、葬儀・相続・財産の処分等、死後事務手続の遂行に関して、成年後見制度や既存のセーフティネット事業等では対応が困難な状況が増えています。
- 高齢者の資産状況によって求められる支援は異なりますが、資産の有無にかかわらず適切な支援が受けられるよう配慮する必要があります。

■今後の方針・目標

- 身寄りのない高齢者の相談窓口を法定後見制度の相談窓口である長野市成年後見支援センターに併設する形で令和3年度中の稼働を目指します。
- 弁護士、司法書士、NPO 法人等及び長野市社会福祉協議会と連携して任意後見、死後事務委任等が円滑に行われる体制の構築に配慮していきます。

222-10 介護者教室【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者及び在宅で高齢者を介護しているご家族等に対して、適切な介護知識・介護技術やサービスの適切な利用方法を習得してもらうとともに家族の身体的、精神的負担の軽減を目的とした介護者教室を開催します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 開催総数 | 回 | 59 | 48 | 63 | 57 | 50 | |
| 参加人数 | 人 | 1,373 | 904 | 1,223 | 1,182 | 981 | |

■現状と課題

○委託地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに委託して開催していますが、介護者の高齢化、別居介護のほか、仕事を持ちながらの介護など介護の形が多様化しており、介護者教室の開催方法等にさらなる工夫が必要です。

■今後の方針・目標

- 多様化する介護者のうち、まずは他の介護者と交流の機会が少ない男性に特化した教室の開催を検討します。
- 家族の介護で離職しないために、市内企業とタイアップした介護者教室の他、親の介護が必要になる前の介護保険講座などの開催方法を検討します。

222-11 ごみ処理手数料減免【生活環境課】

■施策の目的・内容

平成21年10月1日から家庭ごみ処理手数料の有料化制度が実施されました。減量の努力が難しい紙おむつや腹膜透析等に伴う在宅医療廃棄物を排出する世帯の経済的負担を軽減するため、市内に住所を有し、介護保険法に規定する要介護又は要支援の認定を受け、紙おむつを常時使用する人等に対し、可燃ごみ指定袋（大・30ℓ）を最大で年間60枚（小・20ℓの場合は最大で年間90枚）を無料で交付します。

（家庭ごみとしてごみ集積所に排出されない入院・施設入所者は、対象外となります。）

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 申請件数 | 件 | 483 | 542 | 552 | 550 | 605 | |
| 交付件数 | 件 | 2,670 | 2,679 | 2,739 | 2,756 | 2,711 | |

■現状と課題

○制度について周知をしていく必要があります。

■今後の方針・目標

○引き続き、ごみ処理手数料減免制度について、市民に周知していくとともに、市民からの要望を基に必要に応じて制度を見直します。

第3節 高齢者を支える地域の体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるように、住民組織や活動団体、NPO、介護・医療・福祉の専門機関、民間の店舗・施設など、多様な社会資源が連携する地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者が増加する中で、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」の関係を越えて、地域で高齢者を支え合う仕組みづくりが求められています。

そのため、様々な地域課題に対して各地区の「介護予防・生活支援検討会」、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携しながら検討し、地域全体が連携する中で地域支援の取り組みを推進します。

また、「するを支える」をキーワードに心身共に自立した生活を送ることができる期間（＝健康寿命）を長く保つための介護予防・重度化防止等に取り組み、一般介護予防としての社会参加や通いの場の充実と参加促進、住民主体の介護予防生活援助サービスや通所型サービス、移送支援サービスなどの充実を図るなど、自主的な介護予防の取り組みを推進し、活動を支援します。

介護予防サービスでは、一人ひとり個別の生活課題に対して短期間の支援や地域のインフォーマルサービスを含めた効果的なサービスを提供し、地域での自立した生活の継続を支援します。

2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編

231-1 地域たすけあい事業への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

長野市社会福祉協議会及び地区住民自治協議会が実施する地域たすけあい事業（家事援助サービス及び福祉移送サービス）に要する人件費等の経費を助成し、地域における福祉活動を支援します。

■これまでの実施状況

【活動内容】

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 利用会員数 | 人 | 3,097 | 2,855 | 3,212 | 2,485 | 2,748 | |
| 協力会員数 | 人 | 589 | 500 | 543 | 483 | 507 | |
| 実施件数 | 件 | 44,578 | 42,805 | 40,778 | 40,690 | 40,275 | |

■現状と課題

- 福祉移送は道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供しており、利用の目的が通院に限られることから、利用範囲の拡大を求める要望が上がっています。
- 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援、移送前後の生活支援として、移動サービスの提供が可能となったことから、持続可能な財源の確保を含め、地区のニーズに合わせた運行方法の検討が必要です。
- 住み慣れた地域の中で安心して生活が続けられるよう家事援助や移動サービスの担い手となる住民の理解と裾野を広げることが必要です。

■今後の方針・目標

- 地区のニーズや実情に合わせた持続可能なサービス提供体制を整えるため、担い手や財源の確保に配慮し、住民の主体性を尊重しながら、住民同士による支え合いの仕組みづくりを促進します。
- 住民主体で新たなルールを定めることで、既存事業よりも利便性の高い仕組みを研究し、構築していきます。

231-2 住民主体訪問型サービス【地域包括ケア推進課】

231-3 住民主体通所型サービス【地域包括ケア推進課】

231-4 住民主体移動支援サービス

【地域包括ケア推進課・交通政策課・障害福祉課】

■施策の目的・内容

要支援認定を受けた人、国の基準で要支援相当と判定された人及び要介護認定を受けた人のうち総合事業の利用が適当と市が認めた人を対象に、利用者宅での掃除や洗濯、ごみ出しや通院、買い物に付き添う外出支援などの訪問型サービス、体操やレクリエーションなどの介護予防活動、参加者同士の交流などを行う通所型サービスなどについて、住民ボランティア団体やNPO法人などが主体となる活動の創出を促進するとともに、これら団体に補助金を交付するなど活動を支援します。

■現状と課題

- 地区ごとに異なる生活ニーズや支援を必要とする人の状況等を把握し、公的サービスでは担えない、買い物支援やごみ出し、庭木の剪定など地区の実情に応じた事業の創出が必要です。
- 福祉移送は、道路運送法に基づく福祉有償運送によりサービスを提供しており、利用目的が通院に限られていることから、利用範囲の拡大を求める要望が上がっています。
- 長野市社会福祉協議会が一律で実施する「地域たすけあい事業」をより身近な範囲で、住民主体訪問型サービスや住民主体移動支援サービスとして、地区ごとのニーズに対応できる支え合いの仕組みに再編するなど、持続可能な財源の確保を含め、その実施方法の検討が必要です。
- 住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、地域の実情や将来の姿を住民同士が理解し合い、「支える側」「支えられる側」と分け隔てられることなく、できるだけ身近なところで、無理なく、住民ができる範囲での支え合いを進めていくことが必要です。
- 活動を進めていくための、担い手となる住民の理解と裾野を広げることが必要です。

■今後の方針・目標

- 各地区の住民自治協議会や関係機関、関係部局と連携しながら、「地域たすけあい事業」を再編するとともに、既存の社会資源やサービス、公共交通機関との調整を図り、地域のニーズに合わせた取組や多様な通いの場が広がるよう、活動の創出を促進します。
- 「地域たすけあい事業」以外の生活援助サービスの提供について、独自に取り組む地区があり、「地域たすけあい事業」の再編と合わせた一体的な見直しが必要です。
- 移動支援サービスの提供体制を検討し、支援の担い手となる住民の理解と裾野を広げ、高齢者等の移動手段を確保していく必要があります。

2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援

介護予防・日常生活支援総合事業は、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きいきと暮らし続けるための事業です。

要支援認定を受けた人、国の基準で要支援相当と判定された人及び要介護認定を受けた人のうち市の判断で総合事業の利用が適当と認められた人を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の高齢者を対象とした「一般介護予防事業」の2つの事業があります。

本市では「するを支える」をキーワードに心身共に自立した生活を送ることができる期間（＝健康寿命）を長く保つための介護予防・重度化防止等に取り組んでいきます。

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

■施策の目的・内容

利用者が、その心身の状況や置かれている環境に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センター等がケアプランを作成します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 要支援者 | 件 | | 202 | 2,037 | 3,527 | 3,485 | |
| 事業対象者 | 件 | | 22 | 425 | 319 | 266 | |

■現状と課題

- 介護予防ケアマネジメントの目的（生活・活動・社会参加など目標を達成するために必要な期間支援を行うこと）について、市民の理解を深める必要があります。
- 利用者の活動目標達成に向けた適切なケアマネジメントを実施するため、研修などを通じて地域包括支援センター職員等の資質向上を図る必要があります。

■今後の方針・目標

- 介護予防ケアマネジメントの目的について、広報などで市民へ周知を図ります。
- 適切なケアマネジメントを実施するため、地域包括支援センター職員等に対し、引き続き研修を行うとともに、地域のインフォーマルサービスの情報提供やリハビリテーション専門職からのアドバイスなどの支援を行います。

(2) 第1号訪問事業（訪問型サービス）

ア 指定事業者、保健・医療の専門職によるサービス

■施策の目的・内容

利用者がその人にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者の訪問介護員等が、ケアプランに基づいて入浴、食事などの生活動作の介助（身体介護）や、生活必需品の買い物などの支援（生活援助）を行います。

また、訪問型短期集中予防サービスでは、市の保健・医療の専門職が介護予防ケアプランに基づき、体力や生活機能改善のための取組みを支援します。（期間は3～6か月、必要な頻度で無料訪問）

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------|----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 介護予防訪問介護相当サービス | 事業所数 | | 80 | 77 | 70 | 67 | |
| | 延べ利用者数（人） | | 1,327 | 9,333 | 10,118 | 9,345 | |
| 訪問型基準緩和サービス | 事業所数 | | 5 | 6 | 7 | 7 | |
| | 延べ利用者数（人） | | 4 | 77 | 167 | 313 | |
| 訪問型短期集中予防サービス | 管理栄養士 | 延べ利用者数（人） | | | 1 | 1 | |
| | 理学療法士 作業療法士 | 延べ利用者数（人） | | 1 | | 2 | 1 |
| | 看護師 | 延べ利用者数（人） | | 1 | | | |
| | 歯科衛生士 | 延べ利用者数（人） | | | | | |

■現状と課題

- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員等の資質向上及び人材確保を引き続き図る必要があります。
- 期間を限定して集中的に取り組む訪問型短期集中予防サービスの実施件数が少ない状況です。
- 指定事業者による必要なサービスが、安定して提供されることが求められています。

■今後の方針・目標

- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。
- 一般介護予防事業等での把握を通して、訪問型短期集中予防サービスにつなぎ、その経過や成果をホームページ等にて支援関係者や市民へ情報提供していきます。
- サービスの利用状況や事業者の現状などを分析し、サービス単価等を弾力的に設定していきます。

イ 住民主体訪問型サービス **【231-2 に掲載】**

ウ 住民主体移動支援サービス **【231-4 に掲載】**

(3) 第1号通所事業（通所型サービス）

ア 指定事業者によるサービス

■施策の目的・内容

利用者がその人にとっての普通の暮らしを取り戻せるように、指定事業者のデイサービスセンターで、ケアプランに基づいた入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 介護予防通所介護相当サービス | 事業所数 | | 168 | 150 | 150 | 146 | |
| | 延べ利用者数（人） | | 3,968 | 30,637 | 33,984 | 32,096 | |
| 通所型基準緩和サービス | 事業所数 | | 14 | 13 | 22 | 23 | |
| | 延べ利用者数（人） | | 666 | 2,321 | 2,402 | 3,560 | |

■現状と課題

- 利用者の能力に応じて自立支援につながる専門的なサービスを提供するためには、指定事業者の訪問介護員等の資質向上及び人材確保を引き続き図る必要があります。
- 指定事業者による必要なサービスが、安定して提供されることが求められています。

■今後の方針・目標

- 事業所における人材育成や職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の資質及び定着率の向上を図ります。
- サービスの利用状況や事業者の現状などを分析し、サービス単価等を弾力的に設定していきます。

イ 住民主体通所型サービス **【231-3 に掲載】**

232-2 一般介護予防事業【地域包括ケア推進課】

(1) 専門職派遣アドバイス事業（地域リハビリテーション活動支援事業）

■施策の目的・内容

リハビリテーション専門職などが地域包括支援センターと連携しながら、高齢者宅デイサービスセンター及び地域ケア会議などに出向き、要介護状態等となることの予防・改善を図るために必要な技術的な助言・提案を行います。

「心身機能」のみでなく、「活動」や「参加」の観点も踏まえたアプローチを目指します。

■これまでの実施状況

| | 専門職 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------------------|-------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 訪問 (自宅又はデイサービスセンター) | 理学療法士 | | 5 | 23 | 38 | 21 | |
| | 作業療法士 | | 0 | 18 | 30 | 43 | |
| | 管理栄養士 | | 5 | 22 | 27 | 17 | |
| | 歯科衛生士 | | 3 | 18 | 22 | 8 | |
| 地域ケア会議 (個別) | 理学療法士 | | | 7 | 4 | 12 | |
| | 作業療法士 | | | 1 | 13 | 15 | |
| | 管理栄養士 | | | 4 | 1 | 12 | |
| | 歯科衛生士 | | | 5 | 2 | 12 | |
| | 薬剤師 | | | | 1 | 8 | |

■現状と課題

- 実施件数は徐々に増えて来ていますが、全体としては少ない状況です。モニタリング等、効果的な実施に向けての取組が必要です。
- KDB分析の結果を踏まえ、高血圧や脳血管疾患の予防等、生活習慣病予防の観点も含めた対応が必要となっています。
- 市の専門職による実施の他、事業の充実を図るため、医療機関等の外部の専門職に参加協力を依頼していますが、本来の業務が多忙等の理由により、外部の専門職の協力が得られにくい状況となっています。

■今後の方針・目標

- 運動器機能向上や住宅改修等テーマを決め、期間限定的に専門職派遣アドバイス事業の適用を必須とすることで現状把握を行い、必要な助言・提案等を効果的に行えるよう図っていきます。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の関係課と情報共有を図りながら、効果的な実施に努めます。
- 外部の専門職との意見交換等を通して、本事業への理解や参加の推進を図るための連携を進めていきます。

- (2) 介護予防把握事業 【234-1に掲載】
- (3) 介護予防普及啓発事業 【234-2に掲載】
- (4) 地域介護予防活動支援事業 【234-4(2)に掲載】
- (5) 一般介護予防評価事業

■施策の目的・内容

本計画で定めた目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくり・介護予防の観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づいた事業全体の改善を目的としています。今後、評価結果をホームページへ掲載する等、情報提供の機会を増やしていきます。

2-3-3 生活支援体制整備の充実

233-1 生活支援体制整備事業

【地域包括ケア推進課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

高齢者が地域の中で安心して生活するために、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、活動の創出や担い手づくりを進めます。また、地区の実情やニーズに合わせて、住民同士の見守りや調理、ごみ出しなどの家事援助、買い物や通院の際の外出支援など、多様な日常生活上の困りごとの生活支援や介護予防に向けた支援体制として、住民はもとより地域の多様な団体、企業などとのネットワークを構築し、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 生活支援コーディネーターの配置 | 地区 | | 13 | 31 | 31 | 31 | |

■現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者の増加などにより、日常生活に支援を必要とする高齢者が年々増加することが予測され、地域の中で住民同士が支え合う仕組みづくりが求められています。
- 市街地や中山間地域などの地域特性や社会資源、ニーズを把握し、公的サービスだけでは担えない生活支援等の新たなサービスの創出を推進するとともにそれを支える担い手となる住民の理解を促し、裾野を広げることが必要です。
- 住民同士が支え合う仕組みづくりに当たっては、生活支援コーディネーター（地域福祉ワーカー）の果たすべき役割や位置づけを再定義するなど、市と市社会福祉協議会、住民の役割分担を明らかにする必要があります。

■今後の方針・目標

- 高齢化率や地域資源など地域特性が多様であることから、住民の主体性を尊重し、全市一律ではなく、地区ごと異なるニーズや実状に合わせた住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進します。
- 市、市社会福祉協議会と住民の適切な役割分担を再検討し、住民同士の支え合いの仕組みづくりの体制を再整備します。

233-2 地域ケア会議【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を送るために最も適切な支援が総合的に受けられるよう調整するため、地域ケア会議において把握した地域課題を集約し、解決に向けた検討・連携するとともに、自立支援や包括的継続的なケア体制の構築等に関連したケアマネジメントの向上に役立てます。

地域ケア会議は、個別ケース検討を行う「個別ケア会議」、地域包括支援センター管轄エリア・地区単位で検討を行う、「地域ネットワーク会議」、全市を総括して検討する「長野市ケア会議」によって構成され、それぞれの段階で特性に応じたネットワーク構築と課題の検討、地域支援の創出を行います。

ア 個別ケア会議

- ・個別課題の解決
(多職種協働による自立支援に資するケアマネジメントの支援を含む)
- ・地域包括支援ネットワーク構築
- ・地域課題の発見・把握

イ 地域ネットワーク会議

- ・地域包括支援ネットワーク構築
- ・地域課題の発見・把握
- ・地域づくり・資源開発

ウ 長野市ケア会議

- ・地域づくり・資源開発の支援体制構築
- ・政策形成

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 長野市ケア会議 | 回 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 地域ネットワーク会議 | 回 | 8 | 19 | 16 | 14 | 21 | |
| 個別ケア会議 | 回 | | 143 | 202 | 219 | 140 | |

■現状と課題

- 地域ネットワーク会議から提出された地域課題の検討・政策提言の場である、長野市ケア会議が十分に機能していません。
- 地域ケア会議が自立支援や包括的継続的なケア体制の構築等に関連したケアマネジメントの向上に十分にはつながっていません。
- 生活支援コーディネーター、地域福祉を推進する団体、住民主体の活動の場等の地域資源と連携を図り、課題やテーマに沿った出席者を依頼するなど、柔軟な運営方法が求められます。

■今後の方針・目標

- 個別問題の解決を土台とし、その積み重ねを通じて地域における支援ネットワークの構築、地域課題の発見・集約、さらに課題解決のための、地域資源の提案へと展開し、地域の様々な社会資源と連携しながら地域包括ケアシステムを実現することに努めます。

- 日常生活圏域において、行政職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生児童委員、住民組織の中から、目的に応じた関係者が参加する会議の運営に努めます。
- 会議を通じて、ケアマネジャーの自立支援や包括的継続的なケア体制の構築等に関連したケアマネジメントの向上に努めます。

2-3-4 インフォーマルサービスの活用促進

234-1 介護予防把握事業【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

閉じこもりなどの何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動などへつなげます。

■これまでの実施状況

「民生児童委員等地域住民からの情報提供」、「地域包括支援センターの総合相談支援業務（高齢者実態把握）との連携」により行っています。

■現状と課題

○効果的かつ効率的な情報収集の方法の検討が必要です。

■今後の方針・目標

○何らかの支援を必要とする人を早期に把握することが必要です。地域包括支援センター等の高齢者実態把握につながるよう効果的かつ効率的な情報収集の方法について検討していきます。

234-2 介護予防啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

介護予防やフレイル予防には心身機能の維持、改善だけでなく活動や参加等、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であることを広く市民に啓発し、関係課の医療専門職等と連携を図りながら、セルフケアや高齢者の活動の場（インフォーマルサービス等）への参加等、主体的な取組へつなげていきます。

- ア 出張形式の講座（介護予防あれこれ講座）
- イ 介護予防教室
- ウ フレイル予防の相談会等
- エ ホームページ等での啓発

■これまでの実施状況

ア 出張形式の講座（介護予防あれこれ講座）

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 回数 | 回 | 157 | 175 | 110 | 159 | 142 | |
| 延べ人員 | 人 | 3,574 | 3,797 | 2,456 | 3,044 | 2,626 | |

イ 介護予防教室

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 開催総数 | 回 | 220 | 222 | 220 | 221 | 203 | |
| 参加者数 | 人 | 5,473 | 5,018 | 5,385 | 4,906 | 4,288 | |

ウ フレイル予防の相談会等

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| フレイル予防の相談会件数 | 件 | | | 33 | 39 | 32 | |
| フレイル予防 チェック&ガイドナビゲーター数 | 人 | | | | | 86 | |
| フレイル予防 チェック&ガイド実施者数 | 人 | | | | | 7,900 | |

エ ホームページ等での啓発

- ・平成30年度「はつらつミニ体操」DVD作成及び貸出、INC長野ケーブルテレビで継続的に放送
- ・平成31年度及び令和2年度、広報でのフレイル予防関連記事の連載
- ・令和2年度、ホームページでの「はつらつ体操」動画配信

■現状と課題

○基本的な感染防止策を踏まえ、「新しい生活様式」での介護予防、フレイル予防の啓発を行っていますが、活動量が減少したことによる足腰の衰えや認知機能の低下等の相談が増えていることから、さらなる啓発の工夫が必要となっています。

■今後の方針・目標

- 地域で市民が主体的に啓発や活動を進められるよう、地域で活動する団体や生活関連企業を通して啓発が進むように、介護予防やフレイル予防の研修や情報提供を行っていきます。
- 一般介護予防事業等の評価結果も踏まえ、ホームページ等の情報通信技術やメディア等の媒体を通して、情報提供の充実を図っていきます。

234-3 認知症啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが求められています。このことから、国策定の「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）に基づき、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発の推進を図り、認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員の配置、認知症啓発月間、チームオレンジへの展開等を実施していきます。

■これまでの実施状況

(1) 認知症サポーター養成講座

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 実施回数 | 回 | 155 | 109 | 105 | 93 | 88 | |
| 受講実人数 | 人 | 5,570 | 3,768 | 3,790 | 3,768 | 3,745 | |
| 受講延べ人数（H17～） | 人 | 23,167 | 26,935 | 30,725 | 34,493 | 38,238 | |

(2) 認知症地域支援推進員の配置

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市職員 | 人 | 6 | 8 | 7 | 6 | 6 | |
| 委託地域包括支援センター | 人 | | 12 | 18 | 18 | 18 | |

(3) 認知症啓発月間

世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む、9月を「認知症啓発月間」とし、長野駅前広場での街頭啓発や、長野市医師会と共催で市民公開講座を実施してきました（令和2年度は、長野市役所にて啓発パネルの展示等の啓発イベントを開催）。

■現状と課題

- 行動・心理症状等による認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭し、認知症になってもできることを活かして希望や生きがいを持って暮らすことができる姿等を積極的に発信していく啓発が不足しています。
- 子どもたちの認知症への理解を深めることが重要ですが、小中学校における認知症サポーター養成講座の開催は19件（令和元年度）となっています。
- 認知症サポーターが増えつつありますが、より積極的な活動を進めていくためには工夫が必要な状況です。認知症の人や家族の支援ニーズと、活動可能な認知症サポーターのマッチングができていないのが現状です。
- チームオレンジは、認知症の人や家族、ステップアップ講座を受講した住民サポーター・生活関連企業の職域サポーター等のメンバーで構成します。早期からの継続支援ができるように、より所となる交流拠点を週3回程度開設し、見守り・話し相手などの活動を行います。平成30年度にステップアップ講座を3回シリーズで開催し、9名の参加がありましたが、チームオレンジとしての活動にはまだ至っていません。

■今後の方針・目標

- 認知症の人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。

- 学校教育の中で子供たちが認知症への理解を深めることができるよう、シニアのキャラバン・メイトや認知症の人・家族の協力を得ながら、さらに学校での認知症サポーター養成講座の開催を進められるよう検討していきます。
- 地域での具体的な支援を想定したステップアップ研修の内容の充実等を図るほか生活支援体制整備や生活関連企業等と連携をとりながら、令和7年度までにチームオレンジの構築を目指します。

234-4 通いの場の充実・参加促進【地域包括ケア推進課】

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、認知症やフレイル等の有無に関わらず生きがいを持って活動や参加ができる、多様な「通いの場」が必要です。何歳になっても、あるいは病気や障害等があっても、「きょうよう（今日用がある）」「きょういく（今日行く所がある）」というような、住民が楽しく主体的に活動や参加ができ元気で過ごせる場が増えるよう、短期集中予防サービス、地域ケア会議、生活支援体制整備事業や高齢者の保健事業と連携しながら、通いの場の充実・参加促進を進めていきます。

（１）認知症カフェ

■施策の目的・内容

認知症カフェは、地域において認知症の人及びその家族をはじめ誰でも気軽に集え、本人の社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、地域の支援の輪を広げるために有効であると思われることから、その取組を促進するため、平成 26 年度から認知症カフェの設立資金を助成しています。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| 助成件数 | 件 | 4 | 5 | 4 | 2 | 2 | |
| 認知症カフェ数（累計） | 件 | 10 | 15 | 21 | 26 | 29 | |

■現状と課題

- 認知症の人と家族の支援の観点から、誰でも参加できる場としていますが、実際には認知症の人や家族の参加が少ない状況が見られます。
- 認知症の人と家族が安心して利用できる、当事者を中心としたカフェの検討も必要です。
- 基本的な対応を理解している運営スタッフも認知症の人や家族に対してどのように対応すれば良いか等、ケース毎に悩みを抱えながら活動しており、スキルアップが課題です。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、新たな生活様式を取り入れた認知症カフェの展開が必要です。

■今後の方針・目標

- 認知症の人や家族のニーズを改めて確認できるような研修の機会を設ける等、認知症カフェの活動が充実できるよう図っていきます（認知症の人や家族による出張講座等）。
- 運営スタッフに対し、スキルアップの機会としてステップアップ講座を案内します。
- 新しい生活様式に関する情報を発信しながら、各カフェの状況を共有できるような情報提供していきます。

（２）お達者なまちづくり支援事業（地域介護予防活動支援事業）

■施策の目的・内容

住民自治協議会・区等の住民自治組織や地域の活動団体などとの協働により、地域に介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）や生きいき通いの場ができ、身近な高齢者

同士が楽しみながら参加できるよう、地域包括支援センターと共に自主的な介護予防活動の継続及び社会参加による介護予防を推進します。また、活動を行う際に必要な経費に対し、補助金を交付します。

ア はつらつ倶楽部体験講座

専門職が出向き、身近な公民館などで体操やレクリエーションなどを行う介護予防クラブの立上げを支援します。

イ はつらつ応援隊養成講座

専門職が地域での介護予防の推進役を養成します。

ウ はつらつ倶楽部活動支援

専門職が介護予防クラブへの情報提供や活動継続のためのアドバイス等を行います。

エ 生きいき通いの場事業

地域での社会参加による介護予防を進めるため、初めての人も虚弱な人も生きいきと通える場を設けます。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| はつらつ倶楽部体験講座 実施会場数 [介護予防クラブ立上げ支援] | 会場 | 9 | 58 | 89 | 169 | 162 | |
| はつらつ応援隊養成講座 実施回数 [介護予防推進役の養成] | 回 | 7 | 7 | 15 | 21 | 16 | |
| はつらつ倶楽部活動支援 実施回数 [介護予防クラブ活動の支援] | 回 | 36 | 70 | 107 | 71 | 82 | |
| 介護予防クラブ育成数 | 件 | 8 | 53 | 55 | 37 | 31 | |
| 介護予防クラブ数（累計） | 件 | 27 | 79 | 133 | 171 | 199 | |
| 生きいき通いの場数（累計） | 件 | | | | 6 | 8 | |
| 介護予防クラブ情報交換会の実施数 | 回 | | | 2 | 9 | 8 | |

■現状と課題

- 地域住民からの希望により「はつらつ倶楽部体験講座（出張形式）」を実施し、介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）の立上げ支援を行っています。このため、地区ごとの団体の数に偏りが生じています。また、令和2年度は感染症の影響により、講座の申込が少ない状況となっています。
- はつらつ倶楽部の約6割の参加者が、「参加や活動を通じて健康になった」とアンケートで回答しており、地域での介護予防の場として定着しつつありますが、認知症があっても、虚弱であっても分け隔てなく参加できる場や参加者同士で見守りや助け合いを行う活動等については、まだ少ない状況です。
- 活動継続の支援を図るため、情報交換会の開催や活動支援（団体に専門職が出向き助言や提案を行う事業）を行っています。全ての団体についての活動の把握や支援は行えていません。
- 医療機関等を通じて、介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）の案内ちらしを配布した効果もあり、自身の健康維持のための介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）についての問い合わせが増えています。活動や参加ができる地域の様々な情報を高齢な人が得やすくなるような工夫がさらに必要です。

■今後の方針・目標

- 介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等が増えるよう、地域包括支援センターと共に地域福祉ワーカーと連携し、生活支援体制整備事業と連携を図りつつ、立上げを支援していきます。
- 情報交換会や活動支援等に1年間参加や利用が無かった介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等には、電話連絡等で活動状況を確認し、必要に応じて専門職が出向き支援していきます。
- 介護予防クラブ（はつらつ倶楽部）等の活動や参加できる通いの場の情報を得やすくなるよう、全市的に通いの場の情報を収集し、お住まいの地区に限らず、多様な通いの場の情報提供ができるよう準備していきます。

第4節 在宅医療と介護の連携

高齢になると病気にかかる割合も高くなり、医療機関を受診する人も増えることから、医療と介護の両方を必要とする方も増える傾向があります。

また、在宅での療養や人生の最期を自宅で迎えたいと望んでいる人は多く、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護が連携した体制の整備を推進していく必要があります。

地域の医師会等の多職種と緊密に連携しながら、医療と介護の円滑な連携をさらに進めるとともに、在宅生活を継続するための体制づくりを目指します。

2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化

241-1 在宅医療・介護連携推進事業

【地域包括ケア推進課・総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるように、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターを市内2か所に開設しました。連携支援センターでは、支援関係者の相談、地域医療・介護資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援及び支援関係者の研修を行っています。医療と介護が共通する主な4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）における情報共有や課題解決をはかるために、長野市在宅医療・介護連携推進会議で検討するとともに在宅医療・介護連携支援センターの機能強化を行っていきます。

■これまでの実施状況

- 平成 28 年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター長野市民病院開設
- 平成 29 年度 長野市在宅医療・介護連携支援センター篠ノ井総合病院開設
- 平成 30 年度 「入退院時におけるケアマネジャー⇄医療機関 連携・情報収集の手引き」運用開始

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 在宅医療・介護連携支援センター相談件数 | 件 | | 27 | 54 | 49 | 50 | |

■現状と課題

- 平成 27 年度から、在宅医療・介護関係者間で在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策を協議する長野市在宅・医療介護連携推進会議を開催しています。
- 在宅医療・介護連携に関する連携の拠点となる在宅医療・介護連携支援センターの相談件数が横ばいとなっています。医療・介護関係者への周知が必要です。
- 在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、入退院支援および入所施設での看取りの場面における現状分析を行いました。これに基づき課題解決に向けた取り組みについて検討が必要です。

■今後の方針・目標

- 在宅医療・介護関係者間での連携を円滑にするため、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議する会議を継続して開催します。
- 在宅医療・介護連携の拠点を担う在宅医療・介護連携支援センターの機能強化について検討していきます。

2-4-2 人生会議（ACP ア‘ハンス・ケア・プランング’）の啓発

242-1 市民・介護関係者への啓発【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、市民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。

また、市民一人ひとりが人生の最終段階において受けたい医療やケアについて事前に家族や大切な人、かかりつけ医をはじめとした医療従事者や介護ケアに携わる人と話し合う人生会議も重要とされています。医療機関との役割分担を行い、市民および介護関係者への人生会議の啓発を行っていきます。

■これまでの実施状況

- 在宅医療・介護に関する市民向け講演会
- 人生会議に関する啓発パンフレット作成
 - ・平成30年度「もしものときの医療・ケアの心づもり」
（「事前意思表明書」を付きのため、対面で説明をしながら配布しています。）
 - ・令和2年度「ゼロからはじめる人生会議」
（対面での説明不要。市役所、支所、地域包括支援センター等に設置しています。）
- 市政出前講座、広報等による啓発

■現状と課題

- 平成30年度、令和2年度に人生会議に関する啓発パンフレットを作成しました。
令和2年度に実施したシニア一般調査の結果では、「人生の最期をどのように迎えたいか家族と話し合ったことがない」と回答した人が51.1%となっています。
人生会議を行っている人が増えるよう、様々な機会を捉えて伝えていくことが必要です。

■今後の方針・目標

- 市民および介護関係者への「人生会議」の普及・啓発に努めます。

2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携

243-1 認知症の本人・家族への支援【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

認知症の人が、認知症の容態の変化に応じた全ての期間を通じて適切な医療・介護を受けられるとともに、行動・心理症状を予防しながら安心して暮らせるように、保健・医療・福祉の各種専門機関の連携体制の強化、相談支援体制の充実を図ります。

認知症初期集中支援チームの設置、認知症相談会、若年性認知症への支援、安心おかえりカルテ作成支援、認知症見守り SOS ネット事業、認知症ケアパスの作成を実施していきます。

■これまでの実施状況

(1) 認知症初期集中支援チームの設置

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 新規対象者 | 人 | 50 | 40 | 33 | 45 | 30 | |
| 訪問対象者（前年度継続者含む） | 人 | 74 | 54 | 55 | 67 | 45 | |

(2) 認知症相談会

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 認知症相談会回数 | 回 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | |
| 認知症相談会相談件数 | 件 | 36 | 44 | 40 | 37 | 35 | |

(3) 若年性認知症への支援

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 相談件数 | 件 | 16 | 14 | 19 | 10 | 14 | |

(4) 安心おかえりカルテ作成支援

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 登録数 | 件 | 60 | 29 | 22 | 24 | 15 | |

(5) 認知症見守り SOS ネット事業

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 依頼件数 | 件 | | 14 | 38 | 29 | 34 | |

(6) 認知症ケアパスの作成

平成 27 年度より長野市全域版の認知症ケアパスを作成し、サービス提供体制の変更等により必要に応じて内容を刷新しています。各地域の実情を反映した地域版ケアパスについて、市内 6 地区で取り組んでいます（令和 2 年 9 月現在）。

■現状と課題

- かかりつけ医がないことや行動・心理症状の出現等により受診につながらず、症状改善のためのアプローチに苦慮している現状があります。また、受診につながっても、身近な支援者の協力が得にくい場合（一人暮らしの高齢者の増加、8050問題等）、治療の継続が困難なこともあります。
- 認知症の人がサービスの利用を希望しないことにより、家族介護者の疲弊や負担増加が見られています。
- 認知症施策推進大綱でも重視されている認知症の「予防」（認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする）の推進が求められています。
- 市内に認知症疾患医療センターがないため、緊急で医療が必要なケースがいた場合の医療機関の調整が課題となっています。

■今後の方針・目標

- 認知症初期集中支援チーム、認知症相談会等の認知症支援事業を積極的に活用し、早期の受診につながるよう、かかりつけ医とも連携し、支援していきます。
- 保健センターや社会福祉協議会等と連携しながら、認知症が疑われる本人・家族への支援を包括的に行い、自立生活のサポートを行います。
- 家族介護者の負担軽減の個別支援として、各事業を通して認知症の正しい知識や対応方法の助言を行います。また、認知症の家族介護者に対し、民間保険の推進を含めた情報提供を郵送にて行います。
- 出前講座等を通して、認知症予防のための知識の普及・啓発を推進します。また、個別の支援においては、通いの場への参加等を支援することにより認知症の重症化予防を図ります。
- 認知症の人や家族の声を施策につなげるための試みを実践していきます。
- 認知症疾患医療センターとの連携支援等については、県担当課と協議していきます。

2-4-4 多職種が連携できる ICT プラットフォームの構築

244-1 新 ICT プラットフォームの構築

【地域包括ケア推進課・総務課・医療連携推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の在宅療養生活を支えるために、高齢者の状態の変化に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有を実施することが重要です。

また、地域包括ケアシステムを推進するためには、多職種連携を橋渡しする ICT(情報通信技術) の活用が有用とされています。多職種が共通した ICT を利用できるよう ICT プラットフォームの整備を進めていきます。

■現状と課題

○高齢者の在宅療養生活を支えるため、多職種が連携して支援をしています。しかし、多職種間で共通した ICT プラットフォームが整備されていないため、電話、FAXなどで情報共有を行っています。情報共有、調整にかかる業務量が増大しています。多職種が共通した ICT を利用できるよう ICT プラットフォームの整備が課題となっています。

■今後の方針・目標

○ICT プラットフォームの整備に取り組みます。

244-2 包括的・継続的ケア体制の構築【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ケアマネジャーと主治医や地域の関係機関との連携体制を構築します。併せて、ケアマネジャー同士のネットワークを通じて、地域のあらゆる社会資源の情報を共有し、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるように調整します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 多職種連携研修会 | 回 | | 1 | 4 | 5 | 2 | |

■現状と課題

- 長野市在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、多職種連携研修会を北部ブロック、南部ブロックで開催し、顔の見える関係をつくり、連携課題の解決に努めています。
- 平成 30 年度からは、多職種連携の中心を担っている医療・介護関係者を対象に多職種連携推進講座を開催しています。

■今後の方針・目標

- 多職種による顔の見える関係づくり、連携課題の解決のため、多職種連携研修会を継続して開催します。

第5節 住みよいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安全・安心に生活し、社会参加できるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、高齢者が自立して生活できるような住宅の確保や公共交通機関の整備に取り組みます。また、関係機関との連携のもとに、地域住民の協力を得て、交通事故、災害等から高齢者を守るための対策を講じます。

2-5-1 バリアフリー化への推進

251-1 建築物のバリアフリー化推進【建築指導課】

■施策の目的・内容

高齢者や障害者を含むすべての人が円滑に利用できる、人にやさしい建築物の整備の促進を図ります。

■これまでの実施状況

高齢者、障害者等を含めた多くの人が利用する建築物については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、長野県福祉のまちづくり条例及び長野市福祉環境整備指導要綱に基づく整備基準を満たすように指導及び助言を行っています。また、公共のこれら建築物については、整備基準を満たすように努めています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 届出、事前相談件数 | 件 | 33 | 38 | 42 | 43 | 29 | |

■現状と課題

○一定の規模及び用途の建築物については、バリアフリー整備が義務付けられていますが、努力義務となる建築物については、整備基準を満たさないものがあります。

■今後の方針・目標

○民間の建築物については、バリアフリー整備の促進のために指導及び助言を行います。公共の建築物については、高齢者や障害者を含むすべての人々が、円滑に利用できるように、人にやさしい建築物の整備を促進します。

251-2 歩車道段差解消事業【道路課】

■施策の目的・内容

障害者や高齢者をはじめ、すべての人が通行しやすいように、市道交差点の歩道巻込み部や横断歩道に接続する歩車道の段差解消を進めます。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 歩車道の段差解消箇所数（累計） 段差解消数とは、交差点における段差解消が必要な全ての歩道巻込み部を解消した場合や横断歩道が接続する歩道と車道の全てが段差解消した場合を1か所とする | 箇所 | 331 | 344 | 356 | 370 | 384 | |

■現状と課題

- 既存市道の歩道の段差解消については、長野駅周辺の中心市街地での整備がほとんど完了したため、郊外の住宅地やその他の地域において、通行量や連続性などを考慮し整備を進めています。

■今後の方針・目標

- 「長野市歩車道段差解消要領」（平成14年4月1日施行）に基づき、歩車道段差解消を推進します。
- 新たに造る市道の歩道巻込み部などについては段差のない構造とし、また、既設の歩道についても計画的に順次改修し、段差解消を推進します。

251-3 高齢者に配慮したまちづくり【駅周辺整備課】

■施策の目的・内容

長野駅周辺第二土地区画整理事業では、長野駅東口において安心・安全、快適で住みたくなるまちづくりを目指し、高齢者や障害者にも利用しやすい公共施設の整備を行っています。

具体的な整備として

- 高齢者、障害者が円滑に移動できるエレベーターを備えたペDESTリアンデッキの整備
- 十分な幅員で段差のない歩道を備えた幹線道路の整備
- 高齢者でも安心して便利に通行できる生活道路の整備
- 近隣及び街区公園のバリアフリーに配慮した整備

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------------|----------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 歩道付き幹線道路の整備 | m | 77 | 224 | 248 | 65 | 110 | |
| 幅員6m以上の区画道路整備 | m | 612 | 117 | 152 | 104 | 102 | |
| 公園の整備 | 箇所 | | 2 | 2 | — | 2 | |
| | m ² | | 3,800 | 2,985 | — | 15,004 | |

ペDESTリアンデッキのエレベーター設置：4基

■現状と課題

- 土地区画整理事業における公共施設整備は令和元年度末に完了し、住環境の整備により事業区域内の人口は増加しています。

また、区域内には医療施設、高齢者介護関連の施設、金融機関、食品スーパー等、日常生活に不可欠な施設が徒歩圏内で立地されており、高齢者に優しいまちづくりに繋がっています。

整備された幹線道路の交通量の増加が見込まれるため、幹線道路から生活道路に抜ける車両への抜け道対策として、カラー舗装等を実施しました。

■今後の方針・目標

- 幹線道路の歩道に残る電柱の除却を進め、無電柱化を促進することで、高齢者や障害者に対する安全性と利便性の向上を図っています。

251-4 公共交通機関の整備【交通政策課】

■施策の目的・内容

地域や市民ニーズに応じ、高齢者を含む交通弱者の移動手段の確保を図るとともに、公共交通を安心かつ便利に利用できる環境整備を促進します。

■これまでの実施状況

- 市バス、廃止代替バスを運行しています。
- 地域循環バスや乗合タクシーを導入し、交通空白地域の解消を図っています。
- 交通事業者が行う施設・設備の改修等に要する経費に補助を行い、バリアフリー化を促進しています。

■現状と課題

- モータリゼーションの進展や人口減少に伴い、公共交通の利用者も減少し、公共交通の確保・維持が困難になる一方、運転免許証返納等による高齢者の日常生活を支える移動手段の確保も必要となっている。
- バリアフリー化を実施するに当たっては、交通事業者にも多額の費用負担が必要となることから、施設・設備の改修等が円滑に進みにくい面もあります。

■今後の方針・目標

- 平成 29 年 6 月に策定した「長野市地域公共交通網形成計画」に基づく事業を計画的に実施し、目標に掲げる公共交通網の確保・維持や利用環境の整備に関するバリアフリー化等の目標値（令和 3 年度）に達するよう、関係団体と連携を図りながら、事業を推進します。

2-5-2 安全・安心のゆとりある住生活の確保

252-1 福祉住宅建設資金融資事業【住宅課】

■施策の目的・内容

高齢者（60 歳以上）又は身体障害者等の住居環境の向上と、好ましい家族関係の維持と福祉の増進を図ることを目的に、高齢者等又は同居している親族が、高齢者等に必要の新築又は増改築、修繕、模様替えの工事（専用居宅、玄関、台所、浴室、トイレ、洗面所等）を行う場合に融資を行います。

（注）所得制限があります。

■これまでの実施状況

○昭和 56 年の「福祉住宅建設資金融資制度」創設以来、令和 2 年 3 月末現在で 139 件、1 億 8,833 万円の融資をおこないました。この間住宅の質は改善され、高齢者を考慮したバリアフリー化も進んでいます。

■現状と課題

○ここ数年融資の申し込みがありません。様々な理由はあると思いますが、原因の一つに、各金融機関の住宅融資の金利が低いためと考えられます。

■今後の方針・目標

○今後は多くの高齢者に利用できるよう、関係金融機関と相談し、本事業の金利の見直し等を検討していきます。

252-2 市営住宅等高齢者対策事業【住宅課】

■施策の目的・内容

市営住宅等の建設、建替、改善の場合には、エレベーターや手すりの設置、住戸内の段差の解消など高齢者等に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市営住宅 団地数 | 団地 | 56 | 56 | 56 | 56 | 56 | |
| 戸数 | 戸 | 3,548 | 3,523 | 3,519 | 3,516 | 3,509 | |
| うちシルバーハウジング | 戸 | 21 | 21 | 21 | 21 | 21 | |
| うちバリアフリー化した住宅 | 戸 | 642 | 642 | 666 | 690 | 690 | |

■現状と課題

○高齢者が入居している市営住宅等の更新又はバリアフリー化により、住環境が改善されますが、家賃が高くなったり入居者の理解を得ることが難しいなどの課題があります。

■今後の方針・目標

○誰もが安心して生活できる住まいを確保できるよう市営住宅等の供給を推進するとともに、シルバーハウジングの供給や既存ストックのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活空間の確保を図ります。

252-3 住宅情報提供事業【住宅課】

■施策の目的・内容

住宅の地震対策や住宅保証制度、悪質な住宅商法への備えなど、高齢者等が住宅改修等をする場合の専門的な相談や知識等の情報提供を促進します。

■これまでの実施状況

○平成 18 年度から、毎週月曜日（祝日・年末年始を除く。）、もんぜんぷら座において相談業務を開始しました。平成 28 年度からは、窓口を住宅課に移し、毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に相談業務を行っています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|
| 住宅相談 件数 | 件 | 32 | 10 | 10 | 37 | 24 | |

■現状と課題

○相談を随時受け付けていますが、受付件数が減少傾向にあります。

■今後の方針・目標

○住宅相談について、ホームページ等広報の方法を改善し、多くの市民の方にご利用いただけるよう努めます。

252-4 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保 **【住宅課】**

■施策の目的・内容

新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

■これまでの実施状況

○「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正（平成29年4月26日）により新たに創設された制度です。

■現状と課題

○制度が始まって3年経過しますが、未だに登録がありません。

■今後の方針・目標

○本制度の普及を促進すべく様々な広報活動をし、新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を増やし、高齢者等の住宅の安定確保に努めます。

252-5 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを行います。

■これまでの実施状況

| | | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------------------------|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市営住宅今井 団地 (川中島町) | 入居室数 | 室 | 21 | 21 | 20 | 20 | 20 | |
| | 入居者数 | 人 | 22 | 22 | 21 | 21 | 21 | |

■現状と課題

- 利用者数が限定されるため、相対的に費用対効果が低下していることが指摘されています。
- 長期間の入居に伴い、自立度が低下していく利用者に対し、生活援助員の支援内容が相応しなくなっています。

■今後の方針・目標

- 住宅マスタープランとの整合を保ちながら事業の必要性を検証し、必要に応じて事業実施方法について見直しを行います。
- 介護保険サービスの適切な利用により、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

252-6 要介護被保険者等住宅整備事業【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護保険の要支援・要介護認定を受けた被保険者の居住環境を改善し、日常生活をできる限り自力で行うことができることを目的として、住宅改修に要する費用を助成します。

介護保険サービスである住宅改修費の支給を優先させ、その給付限度額を超える改修経費を対象とします。

住宅改修に要する経費の9割が補助され、交付額は63万円が上限となっています。

(注) 市町村民税が非課税の世帯であること等の条件があります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 補助件数 | 件 | 7 | 2 | 0 | 4 | 3 | |
| 補助総額 | 千円 | 2,586 | 320 | 0 | 1,224 | 1,890 | |

■現状と課題

○要介護被保険者等の自立支援となるよう、ケアマネジャー及び工事事業者への研修を実施する必要があります。

■今後の方針・目標

○介護予防及び介護負担軽減につながっていることから、引き続き適正な事業実施を図ります。

2-5-3 生活環境の安全対策の推進

253-1 高齢者交通安全教育・事故防止対策事業【地域活動支援課】

■施策の目的・内容

高齢化社会の進行にあわせ、今後増加するであろう高齢者が関与する交通事故や高齢運転者による交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者の交通行動に及ぼす影響を理解させ、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させるための交通安全教育を、家庭や地域、関係機関、団体などと連携しながら実施します。

■これまでの実施状況

- 各地で開催される高齢者が集まる集会やサロンへ長野市交通安全教育講師を派遣し、交通安全意識の高揚や正しい交通マナーの実践を図っています。
- 長野市老人クラブ連合会と連携し、連合会が開催する研修会やイベント開催時において、交通安全教育事業を実施しています。
- 夜光反射材等の交通安全用品の普及及び活用促進のための啓発活動を実施しています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 高齢者向け交通安全教室 教育講師派遣数（延べ） | 人 | 166 | 156 | 131 | 149 | 116 | |
| 交通安全教室 開催回数 | 回 | 180 | 169 | 144 | 140 | 141 | |
| 受講者数 | 人 | 12,123 | 10,717 | 9,243 | 8,717 | 9,181 | |

■現状と課題

- 安全教育を受ける機会の少ない高齢者（老人クラブ未加入者や単独居住者）を如何に交通安全教育の場へ参加してもらうことが課題となっています。
- 高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が運転行動や交通行動に影響することを如何に自覚してもらうかが課題となっています。

■今後の方針・目標

- 住民自治協議会や老人クラブ等、あらゆる団体との連携を高め、高齢者が気軽に参加できる交通安全教育の場を提供します。
- 警察を始めとした関係機関と連携し、交通安全教育機器を活用した参加、体験、実践型の安全教育活動を推進します。
- 安全運転サポート車の普及に向けた購入補助制度や、運転に不安を感じた場合の免許返納制度を周知していきます。
- 高齢者に思いやりを持った運転気運を高めるための啓発活動を行っていきます。

253-2 避難行動要支援者名簿の提供【福祉政策課・危機管理防災課】

■施策の目的・内容

地域の中で、高齢者や障害者など災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者への避難支援ができるように、避難行動要支援者の名簿情報を本人からの同意を得たうえで、平常時から地域の避難支援等関係者へ提供します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 提供した名簿の登録者数 | 人 | 20,104 | 16,480 | 26,959 | 27,047 | 28,275 | |

■現状と課題

○災害発生時に地域での避難支援が機能するためには、平常時から地域のなかの避難行動要支援者を把握し、支援のあり方を話し合うことが必要です。

■今後の方針・目標

○地域で避難行動要支援者への避難支援について、話し合い、避難支援者、避難場所、避難方法等を記載した避難支援計画（「わたしの避難計画」）が作成されるように啓発を進めます。

253-3 高齢者福祉サービス台帳の整備【地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

高齢者の福祉に関し必要な実情を把握するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に実施しています。

高齢者福祉サービスに活用するほか、孤立防止・見守りネットワーク事業の緊急連絡に活用します。また、同意いただいた高齢者の高齢者福祉サービス名簿を作成し、地域包括支援センター・在宅介護センターへ提供します。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 登録対象者数 | 人 | 6,648 | 6,017 | 6,167 | 7,022 | 5,656 | |

■現状と課題

○ひとり暮らし高齢者が増加し、高齢者福祉サービス及び安否確認の必要性が増しています。

■今後の方針・目標

○引き続き、避難行動要支援者台帳の整備に合わせて対象者の把握と緊急連絡先の確認を行い、台帳を有効に活用することで高齢者の地域での生活を支援していきます。

253-4 避難行動要支援者対策事業【消防局予防課】

■施策の目的・内容

避難行動要支援者のうち、特に高齢者等で火災発生時の危険回避が困難な方に対し、「高齢者を火災から守る運動」期間中に積極的な住宅防火及び避難対策を推進します。

■これまでの実施状況

○高齢者を火災から守る運動では、消防職員・団員が避難行動要支援者に住宅防火広報を実施し、希望があった場合は、直接訪問し火災予防に関する指導、助言等を行い、住宅防火及び避難の対策の推進に取り組んでいます。

■現状と課題

○本市における高齢者社会の進展は、留まることを知らず、高齢者世帯における出火防止及び災害時の逃げ遅れ等の被害軽減のため、住宅用火災警報器の設置・維持管理などの住宅防火対策の推進が重要となっています。

■今後の方針・目標

○避難行動要支援者に対する住宅防火広報を市広報紙やホームページなどを利用し幅広く展開するとともに、訪問指導の要請がある場合、直接訪問し高齢者宅等の火災予防と被害の軽減を図ります。

253-5 福祉避難所【福祉政策課】

■施策の目的・内容

大規模災害時に一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等を受け入れるため、「福祉避難所」を開設します。

■現状と課題

○一般の避難所での生活が困難な在宅の高齢者、障害者等が福祉避難所で避難生活するためには、介護・医療の専門スタッフの確保や、生活に必要な福祉用具の備蓄が必要です。

■今後の方針・目標

○福祉避難所設置・運営マニュアルの見直しを図り、福祉関係団体や民間福祉施設と協定締結するなどの検討を進めます。

第3章

安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

第1節 安心して介護サービスが受けられるための環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

3-1-1 介護人材の確保と育成

311-1 サービス提供を担う人材の確保【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

介護保険施設等の基盤整備を推進するためには、サービス提供を担う人材の確保が欠かせません。

県及び関係機関と連携し、介護施設等で働く職員の人材確保に取り組みます。

■これまでの実施状況

介護サービス事業所における従業員の定着率向上のため、職場環境改善につながるセミナーを開催しています。

また、県等が行っている人材確保事業について、介護保険フレッシュ情報などを通じて介護サービス事業者へ周知しています。

■現状と課題

- 今後も、高齢者人口の増加が見込まれることに伴い、介護ニーズも増加することから、必要とされる介護人材数も増加が見込まれます。
- 介護サービス事業所調査結果によると、「人材が充足していない」と回答した事業所が半数を超えており、充足していない理由として「採用が困難」「離職率が高い」といった点が多く、その原因として「賃金が低い」「職場の人間関係」「身体的・精神的な負担が大きい」や「他事業所への転職」が挙げられています。

■今後の方針・目標

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の一層の活用を促進するとともに、事業所におけるキャリアパス制度の導入を支援し、介護職員の賃金改善を図ります。
- 事業所における職場環境改善につながるセミナー等を開催し、従業員の定着率向上を図ります。
- 県等と連携しながら、介護ロボット等ICTの活用や、介護職機能分化等を推進し、専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務など業務の切り分けを行い、介護業務への参加を図るなど、多様な人材確保、人材定着の取組を推進します。
- 中・高校生を対象に福祉、介護の魅力を伝える取り組みを行うと共に、介護従事者（外国人介護従事者を含む）が働きやすい環境の整備をすすめ、介護人材の確保につなげます。

311-2 サービス提供を担う人材の育成【高齢者活躍支援課】

■これまでの実施状況

介護サービス事業所等における職員の資質の向上につなげるため、人材育成セミナーを開催しています。

■現状と課題

利用者の介護ニーズが多様化しており、サービス事業者に対する不満の声が寄せられることがあります。

■今後の方針・目標

- 介護事業所等におけるクレーム対応や接遇マナーの向上につながるセミナー等を開催し、介護人材の育成や資質向上を図ります。
- 介護従事者が今の仕事にやりがいを見い出すことができるよう、モチベーションアップにつながるセミナーの開催や、他事業所との情報交換や交流を図る機会を設けます。

3-1-2 サービスの円滑な提供

312-1 市民への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市民が介護保険制度についての正しい知識を持ち、必要などきに必要な介護サービスが利用できるように制度を周知します。

■これまでの実施状況

- 「広報ながの」への特集記事の掲載、「FMぜんこうじ」の放送を実施しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、要支援・要介護認定者及び認定申請者に配布しています。
- 市ホームページに各種情報を掲載しています。
- 地域等で開催される「元気なまちづくり市政出前講座」に講師を派遣しています。
- 認定情報などは、長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定者又は家族に提供しています。
- 介護サービス事業所一覧表を窓口に設置しています。

■現状と課題

- 介護保険制度の周知については、今後も継続して行っていく必要があります。特に制度改正や社会情勢に応じた新たな情報等は、迅速かつ正確な内容を周知していくことが重要となります。

■今後の方針・目標

- パンフレットや広報ながの、ホームページ等の各種媒体は市民に分かりやすいものとなるよう内容の充実を図っていきます。
- 認定情報の提供については、法令に基づき個人情報保護を遵守しつつ、適正なサービスの受給につながるよう提供します。

312-2 介護保険事業者への情報提供【介護保険課】

■施策の目的・内容

市が保有する情報で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成や新たな介護サービス事業の展開を検討する上で必要な情報を提供します。

■これまでの実施状況

- 長野市個人情報保護条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づいて、認定情報等を居宅介護支援事業者又は介護保険施設に提供しています。
- 高齢者を対象としたサービスを記載した「長野市高齢者サービスガイド」を作成し、相談時の資料として居宅介護支援事業者等に配布しています。
- 介護保険の最新情報や実施状況を記載した「介護保険フレッシュ情報」を各事業者あてに電子メール又はファクスで発信しています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| フレッシュ情報 | 回 | 30 | 34 | 30 | 27 | 37 | |

■現状と課題

- 介護保険制度の周知は進んでいますが、今後予定されている制度改正後の内容や、手続きについて更に周知を行う必要があります。

■今後の方針・目標

- 個人情報の開示や提供に当たっては、長野市個人情報保護条例、長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び長野市介護保険個人情報提供要綱に基づき、適正に取り扱います。
- 引き続き、「介護保険フレッシュ情報」などにより、最新の情報を迅速に提供できるよう努めます。

312-3 公正で迅速な要支援・要介護認定【介護保険課】

■施策の目的・内容

要支援・要介護認定は、介護サービスの公平な提供のため、「介護にかかる手間」という視点で、「どのくらいの量の介護が必要か」を判定します。

認定調査と主治医意見書による一次判定、介護認定審査会での二次判定に基づき、市が要支援・要介護度の認定を行います。

■これまでの実施状況

○認定調査

全国共通の基準に基づき、全国共通の調査票により、公正な調査を実施しています。調査の一部は、居宅介護支援事業者に委託し、早期調査の実施に努めています。

○主治医意見書の作成依頼・回収

申請者の主治医に医学的見地から介護に関する意見書の作成を依頼し、回収します。意見書の提出が遅延する場合は催促をしています。

○介護認定審査会への提出

介護認定審査会では、認定調査結果と主治医意見書による一次判定結果を基に保健・医療・福祉の専門家が二次判定を行います。審査会へ提出する認定調査票及び主治医意見書の記載内容、整合性等を全件点検することにより、公正な審査・判定につなげます。この審査会は、長野広域連合に共同設置しており、隣接9市町村の審査会業務を専門的かつ効率的に行っています。

■現状と課題

○要介護認定の申請から30日以内に認定を行う規定に対し、申請から認定までの平均日数が令和元年度46.9日を要しており、全国平均の39.4日を大幅に上回っている状況となっています。厚労省では、長期化への対応のため制度改正により更新認定の有効期間を36ヶ月から48ヶ月に延長する見直しや、介護認定審査会の審査を簡素化するなど、一層の要介護認定の簡素化が求められています。また、主治医意見書の依頼から入手までの期間が、全国平均を大幅に上回っている状況もあり長期化の要因の一つとなっています。

これらの現状を踏まえ、認定有効期間のさらなる延長を実施した場合、適正な区分変更申請が行われないと過剰なサービス提供に繋がること、また介護認定審査会の審査の簡素化を実施した場合、審査会委員の負担軽減が図られる反面、従前より事務が煩雑になることや、不服申し立てに対する説明が従前より難しくなる恐れがあるなどの課題があります。

■今後の方針・目標

○要介護認定の一層の簡素化に向け、更なる認定事務の見直しと認定有効期間の延長を実施するとともに、区分変更申請の仕組みをしっかりと情報提供するなど被保険者の不利益が生じないよう取り組みます。また、主治医意見書の円滑な入手方法についても、他市町村の状況を調査、研究し認定までの期間短縮を図ります。

○介護認定審査会の簡素化の実施に当たっては、簡素化対象者の要件や事務手順など長野広域連合との十分な調整を行い、長野広域連合と保険者の責任が曖昧にならないよう取り組みます。

312-4 介護保険料の減免等【介護保険課】

■施策の目的・内容

第1号被保険者が災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる等の場合には、経済的負担の軽減を図るため、条例等に基づき介護保険料の減免又は徴収の一時猶予を行います。

■これまでの実施状況

- 災害等特別な場合の減免及び徴収猶予については、基準を定めて運用しています。
- 著しく生活に困窮している人等に対して市独自の減免基準を設けています。

【減免実施状況】

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 災害による著しい損害 | 人 | 4 | 1 | 1 | 1 | 2,514 | |
| 失業等による著しい収入減 | 人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 国外居住者 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 収監者 | 人 | 9 | 9 | 9 | 8 | 4 | |
| 著しい生活困窮者 | 人 | 6 | 6 | 6 | 4 | 7 | |
| その他特別な理由 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 人 | 20 | 16 | 16 | 13 | 2,525 | |

■現状と課題

- 減免による保険料の減収については、第1号被保険者の保険料で補てんするため、減免基準の適正な運用が求められます。

■今後の方針・目標

- 保険料の減免については、災害が発生した時などは該当する人に周知するとともに、納付相談の時に減免事由を確認した場合は減免手続きを行います。
- 公平性を確保するため、特別な事情に配慮しつつ、適正な運用に努めます。

312-5 介護サービス利用料の軽減及び減免【介護保険課】

■施策の目的・内容

低所得者が介護サービス費用の自己負担を重く感じることにより、必要な介護サービスの利用を控えることがないよう、所得区分等により自己負担額を軽減します。

■これまでの実施状況

- 所得区分に応じて自己負担額に一定の上限を設け、それを超えた分は高額介護（予防）サービス費として支給しています。また、市独自に、支給までの間の生活援助を目的として、高額介護サービス費の貸付を行っています（平成 20～令和元年度の貸付実績なし）。
- 介護保険施設及びショートステイ利用者の居住費（滞在費）・食費について、負担限度額を設け補足給付を行っています。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所者のうち、旧措置者については、利用者負担額を軽減しています。
- 災害等の特別な事情により、一時的に負担能力の低下が認められる場合には、自己負担を減額又は免除しています。
- 介護保険を円滑に実施するための国の特別対策事業に位置付けられている次の事業を行っています。
 - ①障害者総合支援法におけるホームヘルプサービスの利用において、「境界層該当」として負担額が0円となっている人が、介護保険の対象者となった場合、利用者負担を0%とします。
 - ②社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合に、その軽減額に対し一定の範囲内で助成を行います。
 - ③特別地域加算が行われる地域に所在する指定訪問介護（予防）事業所が利用者負担を減額した場合に、その減額した金額に対し一定の範囲内で助成を行います。
- 長野市介護保険利用者負担援護事業を実施し、特に生活困難者と認められる人が、介護サービスを利用した場合に、自己負担額の上限を3,000円とし、高額介護サービス費の限度額との差額を援護金として支給しています。（支給までの間の生活援助を目的として、援護金貸付も行っています。）

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|----------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 高額介護（予防）サービス費 | 件 | 50,834 | 55,814 | 55,838 | 55,219 | 55,783 | |
| 社会福祉法人等による利用者負担軽減 | 人 | 104 | 109 | 110 | 131 | 133 | |
| 利用者負担援護事業 | 人 | 41 | 56 | 47 | 47 | 35 | |
| 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担軽減 | 人 | 79 | 86 | 73 | 42 | 42 | |
| 負担限度額認定の状況 | 人 | 2,880 | 3,462 | 3,402 | 3,441 | 3,423 | |

■現状と課題

- 長野市介護保険フレッシュ情報を通じ、事業所に制度周知を行い、利用促進を図っています。申請件数は増加傾向ですが、認定者数は横ばいの状況です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用料の軽減については、事業を必要とする方へケアマネジャー等を通じ、制度の周知を図り、利用の促進を図ります。

3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進

313-1 サービス事業者への助言・指導・監査

【高齢者活躍支援課・介護保険課・福祉政策課】

■施策の目的・内容

必要な時に必要な介護サービスを利用するためには、サービス量の確保が必要ですが、併せて、サービスの質の向上も重要です。介護サービスの提供状況を確認するとともに、介護サービス利用実態調査など様々な機会を捉えて利用者の声を聴き、事業者に対して指導・助言を行い、利用者の満足度の向上を図ります。また、実地指導や監査等を通じて、介護サービスの質の向上及び適正なサービスの提供を図ります。

■これまでの実施状況

○介護サービス利用実態調査

介護サービスに関して利用者の意識や要望を把握し、事業計画の策定やサービスの質の向上に生かすため、実態調査を実施しています。

○介護あんしん相談員の派遣

介護保険施設等からの依頼により、介護あんしん相談員（公募により、市長が登録）を施設へ派遣しています。サービス利用者や家族から疑問や不満などの声を直接聴き、施設へ橋渡しすることにより、サービス内容の改善や質の向上を図っています。

○介護サービス事業者への指導・監査

市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しています。また、定期的に事業所へ個別訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」のための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反が疑われる場合は、随時で監査を実施しています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 集団指導 対象事業所数 | 事業所 | 739 | 841 | 793 | 630 | 613 | |
| 実地指導 実施事業所数 | 事業所 | 101 | 122 | 237 | 203 | 191 | |
| 監査 実施事業所数 | 事業所 | 1 | 0 | 0 | 4 | 1 | |

■現状と課題

- 介護サービス利用実態調査は、サービス利用者の声を的確に把握するため、より効果的な調査の実施が必要です。
- 介護あんしん相談員の派遣は、サービスの質の向上につながっていますが、更に、介護あんしん相談員の対応力等の向上が必要です。また、訪問希望のある施設数に対し、介護あんしん相談員数が不足している状況です。

■今後の方針・目標

- 介護サービス利用実態調査については、調査対象者や調査内容を精査し継続して実施します。
- 引き続き、介護あんしん相談員の研修を行い、対応力の向上等に努め、介護あんしん相談員の人材確保に努めます。
- 介護施設等への実地指導、介護あんしん相談員の派遣事業及び利用者の家族や施設の従業者等からの相談・通報をもとに、虐待等の早期発見・対応を図ります。

313-2 介護サービス等適正化【介護保険課】

■施策の目的・内容

介護サービスを必要とする方が、真に必要とするサービスを過不足なく利用できるよう、適正化主要5事業の実施や給付実績を活用し、事業者に適切なサービスの提供を促します。その結果として給付費が効果的給付されることにより介護保険制度の信頼を高め、制度を持続可能なものとしていきます。

※適正化主要5事業とは、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の5つを指します。

■これまでの実施状況

国が優先的に実施するよう求めている適正化主要5事業については、介護給付費通知を除く、4事業について実施しています。

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| ケアプラン点検 | 事業所 | 1 | 20 | 25 | 21 | 3 | |
| ケアプラン点検 | 件 | 9 | 92 | 68 | 40 | 7 | |

■現状と課題

- 適正化主要5事業のうち介護給付費通知が実施できていませんが、実施によって介護保険関係の通知が増え、利用者が混乱することが懸念され、また、費用対効果が低いとされていることから、慎重に検討する必要があります。
- ケアプランの点検は、令和元年度東日本台風災害や新型コロナウイルス対策の影響で、一定数の実施ができていない状況です。
- 予防給付（介護予防・生活支援サービス含む）及び指定介護予防支援事業者へのケアプラン点検ができていない状況です。

■今後の方針・目標

- 県の適正化事業計画との整合を図るとともに、指導・監査事務との情報共有により、効果的な事業の実施に努めます。
- ケアプランの点検は、県のケアプラン点検推進事業を活用し、年間20事業所を目標に一定量実施します。
- 適正化主要5事業以外にも、給付請求や不適切な可能性のある事業所を抽出し、確認の上、必要に応じて過誤調整や指導を実施します。

3-1-4 市民・利用者からの意見への対応

314-1 各種相談・意見への対応【介護保険課】

要支援・要介護認定申請や介護サービスの利用方法、保険料の納め方など、制度全般に関わる相談に対応するため、介護保険課に相談窓口を設置しています。介護サービスの利用が増えるに従って、サービス内容に関わる苦情が増えており、また、要支援・要介護認定や保険料の賦課に関する苦情・相談も多く寄せられることから、理解が得られるように的確な対応に努めます。

第2節 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の発生状況や、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、高齢者を含めたすべての人が安全に生活できるよう、県・関係機関等と連携し防災や感染症対策に必要な体制の整備に努めます。

3-2-1 災害への対策

321-1 災害への対策【高齢者活躍支援課・危機管理防災課】

- 介護事業所等に避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況の確認の必要性を、集団指導等の機会に働きかけます。
- 介護事業所等で策定している災害時の避難確保計画等と計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認します。
- 介護事業所等が災害の種別に応じ実施する避難訓練に対し、事前の検討や訓練に立ち会う等、連携しながら実施します。

3-2-2 感染症への対策

322-1 感染症への対策【高齢者活躍支援課・健康課】

- 介護事業所等での感染症発生時において、サービス提供を継続するためのマニュアルや感染防護服など必要な物資の備えが講じられているか定期的に確認します。
- 大規模な感染症が発生した場合に備え、国、県と連携し備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。
- 保健所等と連携し、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう研修を実施します。
- 県や協力医療機関等と連携し、感染症発生時も含め代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。
- 介護事業所等に従事する職員への感染症に対する差別、偏見の防止に努めます。

第4章

適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

可能な限り在宅で生活を続けられるように在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難となった人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を進めます。住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域密着型サービスの整備を促進します。また、介護保険給付対象外の高齢者福祉施設等のサービス基盤を維持し、様々な保健福祉・介護保険サービスが総合的に提供される環境づくりに努めます。

第1節 介護保険サービス基盤の整備

介護保険サービス利用者の増加に伴い、事業所数は増加しています。今後も、利用者の増加や、家族の介護を理由にやむを得ず離職する者をなくすなど、利用者の希望に対応できるよう、事業所及び供給体制を充実します。

4-1-1 在宅サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅で生活する要介護者に対して、その人の状態に応じて必要なサービスを提供します。

在宅サービスには、事業者が要介護者の自宅等へ訪問する訪問系サービスや要介護者が事業所へ通う通所系サービス、短期間の入所に対応する短期入所サービスなどがあります。また、サービスの内容には、訪問介護による身体介助や生活援助、通所介護（デイサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）による入浴・食事・機能訓練、医師の指示により行う訪問看護やリハビリテーションのほか、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護などがあり、要介護者の状態に応じて必要なサービスを個別あるいは組み合わせて提供します。

■これまでの実施状況

| サービス名 | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 居宅介護支援 | 事業所 | 132 | 136 | 138 | 136 | 134 | 129 |
| 訪問介護 | 事業所 | 87 | 87 | 90 | 88 | 86 | 86 |
| 訪問入浴介護 | 事業所 | 9 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 |
| 訪問看護 | 事業所 | 86 | 89 | 95 | 96 | 100 | 102 |
| 訪問リハビリテーション | 事業所 | 36 | 36 | 39 | 40 | 38 | 38 |
| 居宅療養管理指導 | 事業所 | 501 | 509 | 519 | 524 | 535 | 545 |
| 通所介護 | 事業所 | 184 | 81 | 85 | 84 | 84 | 86 |
| 通所リハビリテーション | 事業所 | 21 | 21 | 24 | 24 | 24 | 23 |
| 短期入所生活介護 | 事業所 | 47 | 49 | 51 | 53 | 53 | 52 |
| 短期入所療養介護 | 事業所 | 18 | 18 | 18 | 16 | 15 | 16 |
| 福祉用具貸与 | 事業所 | 27 | 28 | 27 | 24 | 26 | 24 |
| 特定福祉用具販売 | 事業所 | 30 | 30 | 29 | 26 | 27 | 25 |
| ※定期巡回・随時対応型訪問看護 | 事業所 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 |
| ※夜間対応型訪問介護 | 事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ※地域密着型通所介護 | 事業所 | 0 | 101 | 99 | 92 | 95 | 90 |
| ※認知症対応型通所介護 | 事業所 | 15 | 14 | 13 | 12 | 7 | 6 |
| ※小規模多機能型居宅介護 | 事業所 | 7 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 |
| ※看護小規模多機能型居宅介護 | 事業所 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 5 |

*各年度4月1日現在
※地域密着型サービス

■現状と課題

- 通所介護系サービスや福祉用具貸与を提供するサービス事業者については整備が進み、概ね充足しています。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、整備が必要なエリアがあります。

■今後の方針・目標

- 今後も在宅サービスを必要とする要介護者は増加するため、在宅サービスの充実を図ります。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護並びに小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの拠点施設となることから、整備意向のある事業者に働きかけ整備を促進します。

4-1-2 施設・入居系サービス基盤

■施策の目的・内容

在宅での生活が困難な高齢者に対して、施設へ入所・入居していただき必要なサービスを提供します。

サービスには、主に食事・排泄・入浴などのサービスを提供する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する特定施設入居者生活介護、認知症の方が5～9人のグループで共同生活を送りながらサービスを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）のほか、医学管理下における介護やリハビリ、療養上の管理や看護などのサービスを提供する介護老人保健施設や介護療養型医療施設、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」に加え、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護医療院があります。

■これまでの実施状況

| サービス名 | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-----------------------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 施設 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| 介護老人保健施設 | 施設 | 13 | 13 | 13 | 12 | 12 | 13 |
| 介護療養型医療施設 | 施設 | 6 | 6 | 6 | 5 | 4 | 4 |
| 介護医療院 | 施設 | | | | | 1 | 1 |
| 特定施設入居者生活介護 | 事業所 | 9 | 11 | 11 | 13 | 12 | 15 |
| ※認知症対応型共同生活介護 | 事業所 | 43 | 42 | 42 | 45 | 45 | 48 |
| ※地域密着型特定施設入居者生活介護 | 事業所 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 事業所 | 16 | 17 | 19 | 20 | 20 | 20 |

*各年度4月1日現在

※地域密着型サービス

■現状と課題

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に併設されている短期入所生活介護（ショートステイ）から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への転換や有料老人ホーム等の整備が進んできたことなどから、介護老人福祉施設の入所申込者（特養待機者）は減少傾向にあり、いわゆる特養の入所待ちの状況は緩和されてきています。
- 介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により令和5年度末で廃止となることから、介護医療院など他施設への転換を図ります。

■今後の方針・目標

- 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設については、今後も利用の増加が見込まれることから、長野老人保健福祉圏域における入所定員数との調整を図りつつ、介護療養型医療施設からの転換をはじめ、事業所の意向も踏まえた上で、必要に応じて整備を進めます。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、サービス見込み量に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促し、

整備します。

- 地域密着型サービスについては、今後サービスを必要とする要介護者が増加することから、日常生活圏域ごとの均衡を図りながら、引き続き整備を進めます。

※地域密着型サービス【4-1-1, 4-1-2 共通】

地域密着型サービスは、中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、市内に居住する要介護者を対象にサービスを提供します。地域密着型サービスを提供する事業所や施設は、日常生活圏域がサービス提供の拠点であることから、他のサービス基盤に比べて小規模で利用定員も少なく、利用者の介護ニーズにきめ細かく対応することができます。

地域密着型サービスには、必要に応じて自宅を訪問する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、利用定員が18人以下の小規模な通所介護、訪問・通い・泊りを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、施設などで生活をしながらサービスを受ける地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）や介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等がサービス提供する地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、などがあります。

第2節 介護保険サービス基盤以外の整備

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中でさまざまな生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉施設等についても良質な住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備

421-1 有料老人ホーム【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

高齢者が入居し、食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする居住施設です。民間事業者が設置し、利用料は全額自己負担です。

「住み替え」のニーズに対応できる施設で、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで手厚い介護が必要になった入居者に介護保険施設並みの介護サービスが提供可能です。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------|--|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 健康型／住宅型 | 施設 | 28 | 28 | 29 | 31 | 31 | |
| 介護付 | 施設 | 15 | 17 | 19 | 18 | 18 | |
| 類 型 | 内 容 | | | | | | |
| 健康型 | 介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。 | | | | | | |
| 住宅型 | 介護が必要となった場合、訪問介護等の介護保険サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。 | | | | | | |
| 介護付 | 介護が必要となっても、その施設が提供する介護保険の特定施設入居者生活介護サービスを利用しながら居室での生活を継続することが可能です。 | | | | | | |

■現状と課題

○高齢者の多様な住まいニーズの高まりから、整備希望事業者が増加しています。

■今後の方針・目標

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。
- 未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県に情報提供するとともに、その質の確保を図ります。

421-2 サービス付き高齢者向け住宅【住宅課・高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。登録基準を満たした場合に、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事（中核市長）の登録を受けることができます。高齢者自らのニーズにあった住まいを選択しやすくなります。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|-------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市内施設数 | 施設 | 21 | 25 | 26 | 27 | 28 | |

■現状と課題

○単身高齢者・夫婦のみ世帯が増加しているため、介護・医療と連携した、高齢者支援サービス付き住宅を確保することが重要となっています。

■今後の方針・目標

- 国の直接補助制度である「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」などの情報提供により民間事業者の参入を促し、多様化する入居者の現状を踏まえ、高齢者向けで良質な住宅の供給促進を目指します。
- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。

421-3 高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設

【高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

ひとり暮らしの高齢者等で、家族の援助を受けることが困難で、かつ独立して生活することが困難な人が低額の料金で利用できます。利用者に対し住居の提供と、各種相談・助言及び緊急時の対応を行います。（高齢者共同生活支援施設は食事の提供もあり）

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|---------------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 高齢者生活福祉センター 市内施設の定員 | 人 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | |
| 高齢者共同生活支援施設 市内施設の定員 | 人 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | |

※施設数：生活福祉センター3施設、共同生活支援施設2施設

■現状と課題

- 施設及び設備の老朽化、「土砂災害警戒区域」内に立地しているため、利用者の安全確保や、施設の安全対策が課題となっています。
- 冬季に比べると少ないものの、夏季利用者も増加傾向にあります。

■今後の方針・目標

- 入居者に安全・安心な生活を提供できるように、必要に応じ施設の改修などを行います。
- 一時的な入所等、夏季の利用者増加に努めます。

421-4 軽費老人ホーム（ケアハウス）【高齢者活躍支援課】

■施策の目的・内容

60歳以上で、家庭環境・住宅事情等により居宅で生活することが困難な人が利用できます。

また、食事の提供など日常生活上必要なサービスを提供します。

介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けることで入居者に介護保険施設並みの手厚い介護サービスを提供することが可能になります。

■これまでの実施状況

【A型】

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市内施設の定員数 | 人 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | |
| 長野老人保健福祉圏域定員 | 人 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | |

【ケアハウス】

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市内施設の定員数 | 人 | 319 | 319 | 319 | 319 | 319 | |
| 長野老人保健福祉圏域定員 | 人 | 399 | 399 | 399 | 399 | 399 | |

■現状と課題

○軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅生活が困難な低所得高齢者や軽度者の受け皿として需要があり、定員に近い入所者の受け入れを行っていることから、施設の役割が重要となっています。

■今後の方針・目標

○施設整備については、長野老人福祉圏域を利用圏域とするため、圏域内の市町村と調整を図りながら適切な定員数となるよう検討します。

○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない軽費老人ホームが多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、介護保険事業計画のサービス見込量に基づき、必要に応じ特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）への移行を促します。

421-5 養護老人ホーム【高齢者活躍支援課・地域包括ケア推進課】

■施策の目的・内容

環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置（行政処分）により養護し、生活の場を提供する施設です。

■これまでの実施状況

| | 単位 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------------|----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 市内施設の定員数 | 人 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | |
| 長野老人保健福祉圏域定員 | 人 | 290 | 290 | 290 | 290 | 290 | |
| 長野市措置者数 | 人 | 149 | 138 | 139 | 145 | 129 | |

※長野老人保健福祉圏域：介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく区域

※長野市措置者数：圏域及び県外の施設に入所している措置者数

■現状と課題

- 無年金や年金受給額が低いために措置を必要とする高齢者は減少し、虐待の場合や認知症、精神疾患等の理由により措置を必要とする高齢者が増加傾向にあります。
- 圏域内の養護老人ホームにあっては、入所者数が定員を満たしていない状況が見られます。

■今後の方針・目標

- 引き続き、高齢者の置かれている環境や自立度に応じて措置の必要性を適切に判断していくことを念頭に、民生児童委員、地域包括支援センターとの連携を充実させ、自立した生活が困難となった高齢者の把握に努めます。
- 養護老人ホームは困窮する高齢者に生活の場を提供するための施設であるため、その必要性に配慮しながら、長野老人福祉圏域内の市町村と連携し適切な定員数になるよう検討していきます。